

平成23年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成23年6月16日（木）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
16番	若園	五朗	17番	星川	睦枝
18番	藤橋	礼治	19番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員

15番 土屋隆義

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄
監査委員 事務局長	松井	章治			

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	清 水 千 尋
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様方におかれましては、早朝よりありがとうございます。また、平素は行政及び議会運営に対しまして御理解と御協力を賜っておりますこと、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

みづほ会、堀武君の発言を許します。

1番（堀 武君） おはようございます。

早朝から多くの方に傍聴いただいて、本当にありがとうございます。

また、今回は、市長、当選おめでとうございます。2,200票の大差をもちまして信任されたということは、巢南、穂積のことは関係なしに、一丸となることができることと理解しておりますと同時に、議長、御就任おめでとうございます。

さて、私は、議席番号1番、みづほ会。

議長のお許しが出ましたので、通告に従い、教育現場の問題点についてと親水公園の整備について、以下、質問席にて質問させていただきます。

私は、かねてから日本国憲法で保障されている言論と表現の自由が、一部の権力者によって恫喝、挑発的行為、立場を利用した抑圧的行為で損なわれていることに大いに危機感を持っています。神聖なる教育の場において、特に重要な課題であると思っております。まさに政争の具に利用してはならないと考えております。

以上のような観点から、答弁をされますときには、日本国憲法第19条、21条の理念に基づいて答弁をしていただきたいと思います。

日本国憲法19条、21条を少し読ませていただきます。

日本国憲法第19条、思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。第21条、集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由は、これを保障する。

このように、戦後の日本にとって、国民が得た言論の自由、表現の自由、思想及び良心の自由をどのように理解し、教育の現場に反映させていくか。教育長、御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） おはようございます。

憲法の言論、それから表現、思想、良心の自由ということへの理解、また教育現場への反映という御質問にお答えをいたします。

憲法には、国民主権主義、それから人権尊重主義、平和主義の三つの大きな原理があるわけですが、その人権尊重主義に係る自由権の内容と理解しております。

議員指摘の憲法第19条が保障する思想・良心の自由は、内面的精神的自由として位置づけられております。また、同21条が保障する言論等の表現の自由は、外面的精神的自由と対比されている二つの自由権であると理解しております。強要したり、あるいは禁止したりすることは許されない自由権と考えております。

特に表現の自由ということについて申し述べますと、表現内容そのものと表現のある時や場所、方法に分けて、規制できない表現の内容に関するものと、時や場所や方法によって規制が行われる、そう判断するものがあると理解しております。

教育現場では、教育基本法の第1条の教育の目的を達成するため、人格の完成、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質等の育成を期して指導を行っております。思想・良心の自由、言論等の表現の自由についても、何人も保障されるものとして保障されていますが、表現の自由に関しては、時と場所、方法という観点の指導も現に教育指導として行っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） これは社説ですけれども、卒業式での教職員の起立に関して憲法違反というようなことも出ておるように、非常に揺れ動くというんですか、教職員に関しては公務員の守秘義務というふうになっているように、一般の方が卒業式等で起立をしないことに対しての罰則と措置というのは全然なっていないと思っています。また、橋本知事が「君が代」不起立に免職もということで条例を定められたようなことを聞いておりますけど、これも行き過ぎであると言われるように、教職員の国歌の「君が代」と国旗でさえも、まだそのような法律で定めなければ守れないような悲しい現実があるというのも事実だと思っております。

そのようなことは別にしましても、卒業式における教職員の言論、表現の自由は、さっきとちょっとダブるかもわかりませんが、どこまで保障されておりますか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 卒業式における教職員の言論・表現の自由ということでございますが、卒業式の実施に関しては、どの学校においても、1年間の総決算の学校行事、最大の学校行事ととらえております。事前に式の内容や形態等については、企画委員会、職員会を通して、全職員が共通理解しており、当日を迎えております。

卒業式における教職員の言論・表現の自由ということについてですが、先ほどの憲法の理解

のところでも触れさせていただきましたが、内面的精神的自由は保障されるということはもちろんですが、子供たちの厳粛な門出の行事として、全く自由ということではなく、憲法15条、それから教育基本法9条、地方公務員法30条に規定される全体の奉仕者としての勤務をするということになっております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今の答弁では、教職員等の規制ですけれども、例えば一般の方が不起立をした場合は、教育長はどう思いますか。御答弁ください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） いろいろ「君が代」の問題、起立の問題に先ほど触れられましたが、こういったことについての起立の問題、それからそれを斉唱することについても、最近、最高裁でも判決が出ているところでございますが、要は一般の方と、地方公務員という全体の奉仕者としての職責といたしますか、それを自覚している者とはやはり違うのではないかなあと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） それに近いことで、表現の自由、それから言論の自由というのは、一般の国民に対しては許されておることだと私も理解しておりますが、では、職員室、校長室での言論・表現の自由などはどこまで保障されていますか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 職員室、校長室等での教職員の言論とか表現の自由ということですが、先ほども触れさせていただきましたが、地方公務員法第35条の条文を読みますが、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とありますように、職務に関する議論は大切にされる必要があると思います。すべて教育の目的に即した言論・表現として尊重されると考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） では、これも私は、前回、一般質問したことに近いことですが、教職員が校長室に上履きを脱いで入ることに、その合理性に疑問を持ち、入らないことを宣言して、入らないことに対しては処罰の対象になるか。なぜならば、これは一部でちょっと聞いた話ですけれども、校長室に権威を持たせるためにスリッパを脱いで入るようにした。それは生徒の暴力的な行為とか、父兄の方にあそこで一々とまっていたら、襟を正していくために、

そのようなことでスリッパを脱いで、素足というんですか、靴下で、そのようなことで入ることに疑問を持つ教職員が、それはちょっとおかしいから入らないといったような場合には、それは処罰の対象になりますか、それとも指導するのか、その辺のことをちょっとお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教職員がたまたまじゅうたんが設置してある校長室に入らないと、そういった事例は記憶がありませんが、職務の一環として校長は入室を指示しているのであれば、その個人がいかなる信条、考えで入室拒否をしているのか、十分に聞き取る必要があると思います。その上で対応を考える必要があるかと思えます。

公務員といたしまして、職務専念義務という内容があるんですが、上司からの職務上の命令には従う義務があるわけです。校長室に入るというものについての根拠があるわけではなくて、職務に関する職務命令に関しては従う義務がある。そこと、校長室で職務を行うということの合理性があるかどうかということは難しいことですので、処罰ということではない。よく相談をする内容であると考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 教育長の今の答弁は、本当に的を射ている答弁だと思っております。一方的にその対象にするのではなくて、よく理由を聞き、理解をし、そして妥協点を見つけ、それから善後策を考えるというのが常套手段であると私も思っております。

では、議員の一般質問権を教育長はどのように理解しているか、ちょっとお話しください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員の一般質問をどのように理解しているかということですが、質問は、一般質問と緊急質問というふうに区別されていると理解しておりますが、議員の一般質問権というのは、この瑞穂市の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信を求める、そういう大事な内容だと理解しております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） では、少し具体的にお聞きします。

議員が一般質問で、校長室に入るときに上履きを脱いで入らなければならないことの疑問点を質問する前で、その答弁を得てないことと、その合理性に疑問を持ち、入ることをお断りすることに何か問題点はありますか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員が校長室に入ろうとしないということについて問題点はあるのか

という質問ですが、議員がどのようなお考えかは定かではありませんが、個人の考えとして尊重されるものではないかと考えております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） では、たまたま卒業式当日に招待を受けている議員が、そのような理由から、よく聞こえるように校長室の前の廊下で少しを声を大きくして、校長室に入らないことを宣言し、校長室には入らなく、他の招待者の見える会議室に案内してもらいましたけれども、このような行為に対してはどのように思いますか。御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 卒業式当日に、学校より招待された議員が、その卒業式当日に校長室に案内を受けた折、周りによく聞こえる声で「校長室に入らない」という宣言をされたということについて、どう思うかという質問なんです。現場で私は確認したわけではありませんが、表現・言論の自由というお考えであれば、その点について述べさせていただきます。

卒業式に議員というお立場で来賓として招待をされた席で、個人的な考え方は尊重されるべきではありますが、この思想の自由、内面的精神的自由という内心の自由というものは認められるものですが、表現の自由につきまして、冒頭、最初に申し上げたとおり、その表現をした時や場所、方法を考慮すべきものではないかと考えます。

議員の言われるとおり、また一般質問の通告書に書かれているとおり、周りの方によく聞こえるように大きな声で廊下で個人の考え方を述べるのがよいかどうかということです。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 私が言いたいのは、中学校の卒業式の会場で不穏な発言をしたというのではなくして、校長室にスリッパを脱いで入らなければならないということに対して、一般質問をする前で、その回答を得ていない。だからこそ、それを聞こえるように言ったことに関して、憲法で保障されている表現の自由と、それに関して何ら矛盾をしていないと思うんですけど、教育長は、「君が代」、国歌の問題でさえも最高裁まで行かなければならないような思想の自由というのが、日本国憲法で戦後にかち得た最大のことに對して、そのような考え、答弁しかできないということは甚だ疑惑であります。

なぜならば、これを獲得する前、戦中戦前に関しては言論弾圧というのが非常に多く、宗教でも同じことですけれども、例えば天理教の方でもそうですし、新興宗教の皆さんそうですけど、戦前はすごく抑圧され、また共産党というか、出版業界においても多大なる言論の圧迫、特高、特別警察という名のもとに多くの方が亡くなっている。そのような方の礎においてこの自由をかち得たことに對して、表現の内面的と外面的、場所と言われるけれども、校長室その

ものに対して、スリッパを脱いで入らなきゃならないという合理性がないという見解で入らないということに対して、それが、今言うように、招待を受けた議員がすることかどうか甚だ疑問と言われるのは、余りにも言論・表現の自由を履き違えている教育者のような気がします。この辺、もう一度御答弁ください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 私は、先ほどから申しておりますとおり、思想・良心の自由、または言論等にかかわる表現の自由については、大変大事な保障されるべき内容であるというふうに理解しておりますし、またそういったことについても、教育現場を通して、きちっと子供たちを育てていかねばならないと考えておるところですが、私が先ほど述べさせていただいたのは、一私人という立場と公という立場、議員というのは非常勤の特別職公務員というお立場と、それから卒業式の体育館といいますか、その現場ではない、校長室の前の廊下であるからといって、受け付けを済まされた段階で、議員という立場で公人としてそこに見えるわけですので、そういった場合に、どういったことをなすべきかということは考えていく必要があるなあと、そういうことを言っているわけで、憲法の19条、それから21条を獲得していったこれまでの歴史とか、そういったことについて、それを軽視しておるということではございません。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 議員は確かに公人であります。しかし、信条の自由というのは保障されていることであって、それが、今言われたような形で抑圧されるということに関しては甚だ疑問に思います。それ以上、言われたことに関して、どうこう言っても始まりませんから、次のことに移ります。

林次長、3月8日、北中の卒業式当日、校長室前で私の行った言動に対して、小川議長より問い合わせがありましたか。あれば、いつ何時ごろあったか、御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 林次長。

教育次長（林 鉄雄君） 小川議長より問い合わせはありません。私どもも話してはおりませんし、既に昼ごろには議長は内容を掌握してみえたと思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今の林次長の答弁を受けながら次の質問に移りますけれども、では、私は、3月22日午後1時30分に西部学校教育課長、5月19日9時に和合課長立ち会いのもと、北中の校長さんに会いました。両学校教育課長よりどのような内容で報告がされたかを御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員の校長に対する質問で、小川議長は何しに見えたかという質問であったと聞いております。それで、校長は、議員のとられた行動に対して、議会を代表して小川議長が謝罪に見えたという内容を話されたということです。

その後、堀議員の、じゅうたんのことについて、改善、あるいは対策を講じたかという質問に対して、校長は、それぞれの家庭においても、畳、あるいはじゅうたん、フローリングという部屋があって、それぞれの家庭によってルールが定められておると。穂積北中学校も長い歴史の中でそういったルールを守ってきたので、校長としてはこのルールを変えるつもりはないという内容だったと聞いております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 今言うように、この学校の校長室での言動に対して、小川議長は議会を代表して来たと言われたということですがけれども、議長という立場で、私の行為に謝罪に行く前に、本来は全員協議会を開き、当事者である私からも意見を聞き、また出席された他の議員全員の意見を聞いて、全議員からの同意を得て、正しいことをして、校長に会うなら会う。その前にすることがあったのではないのでしょうか。これを見ると、議会を代表してということは、全議員が了解をしたもとの行くこと。この重大なことを小川議長は、北中の校長さんに私が聞いたら、突然に来て、議員がお祝いの席にふさわしくない言動があったから謝罪に来たと。民主主義の国家において、一方的な話だけを聞いて、当事者の話も聞かなくて、そして、それをすぐ行動に移す。これは私自身の議員生命にもかかわることを、あたかも全員の了解を得て来たような言い方をされているということに関して、教育長、どう思いますか。答弁願います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議会議員という立場に対する議長という立場での行為ということと理解しておりますので、答弁すべき内容とは思っておりません。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 情けない答弁ですね。いいですか。まさに小川議長の北中の校長さんに謝罪したという行為は、議長という立場を利用して個人攻撃の道具に利用した行為にすぎません。また、教育の場、卒業式を利用し、公平であるべき議長が、憲法で保障されている言論・表現の自由を侵す発言、また議員に与えられた一般質問の権利の行使の行為をも否定する発言であります。このような行為は議長に与えられた職権の乱用であり、日本のよき、自由に物が言え、自由に討論ができ、そのような民主主義国家である、その権利を何人も侵すことができないのに対して、権力を行使する抑圧、おどし、挑発行為、このような行為をされているということに関して、まことに民主主義国家のこの議場の中でさえそういう雰囲気があるというこ

とに非常に危機感を持っております。

次に、これに関して、少しでも補足説明をさせていただきます。

これは小川議長が3月30日付で出している文書ですから、よくお聞きくださいよ。

穂積北中学校の卒業式（平成23年3月8日）に来賓として招かれた堀武議員の言動について。当日、来賓として招かれた堀武議員は、式開始前に校長室へ案内され、そこでスリッパを脱がなければ校長室に入ることはできないのかと、かなり声を荒らげて言われたようである。その言動を校長室に居合わせた他の議員から知り得た。私は他の中学校の卒業式に出席したため、式が終わってから穂積北中学校に駆けつけ、堀武議員の言動について、校長、教諭、来賓として招かれた他の議員等から事実関係を聴取し、議長として校長に謝罪した。いかなる理由があるにせよ、地方議会の構成員たる議員は、よくその職務をわきまえ、行動することが要求される。ましてや学校における卒業式は入学式と並んで最も厳粛な行事の一つである。来賓として招かれた議員はそのことをよく考えて行動するべきであったと考える。堀武議員は、後日、平成23年3月15日、平成23年第1回瑞穂市定例議会一般質問の中で、当日における自分の行動に対して陳謝されたので、この問題に関しては収束したものとす。今後、十分に注意してほしい。

一方的な文書が私の議員ボックスの中に入っていました。これに関して、私は、議会事務局を通じて、受け付けが23年5月17日、第77号、瑞穂市議会、判こはないですけれども、小川議長から、穂積北中学校の卒業式（平成23年3月8日）に来賓として招かれた堀武議員の言動についての答弁書の内容が余りにも一方的で公平性を欠くものであるばかりか、事実も具体的に明らかにされておらないので、再度、下記の点について、平成23年5月20日までに小川議長の誠意ある答弁を文書で求めるものである。

1．調査書と思われる書類の日付が平成23年3月31日になっているが、平成23年5月11日の私の議員ボックスに入っていなかった。1ヵ月半を経過しているのに、なぜ3月31日になっているのか、そのわけを知りたい。この理由は何か。

2．この件に関して、なぜ小川議長は、当事者である私に発言の真意を確認することもなく、突然穂積北中の校長に謝罪に行ったのか。校長室にスリッパで入ることについて一般質問で取り上げるので、私は入らないと言ったことのどこが問題なのか。

堀議員の言動について、校長、教諭、来賓として招かれた他の議員等から事実関係を聴取し、議長として校長に謝罪した。事情聴取をしたと言っていますけど、校長さんは突然に来られたと言っているんですよ。いつ、だれから、どのような内容の話を聴取されたのか、正確かつ具体的な答弁を求める。

このとき、某議員としておきましようか、校長室の中で、私に対する脅迫的、挑発的態度であったから、その形相に対して、「何やね、その顔は」と、そのようなことを言ったものです

から、後から校長さんは、私の顔を言われたかというように聞いております。このような行為に関しては何ら問題はないんですか。その行為を受けた私に事情聴取の機会を与えていないのはどういう理由ですか。議長という立場を利用し、一方的な言論の自由を封鎖しようとする行為を私はひどく弾劾します。

6番目、私が3月議会の一般質問で陳謝したのは、理由がわからず、戸惑われた議員の皆さんに対するものである。なぜならば、16日だったですか、3月のときに全協でいきなりこの問題を議長権限で言い始めた。そのような議長がどこにおりますか。だから、私は、そういうようなことを含めて、わかっていない方に対して陳謝しただけであって、小川議長の行為に関して陳謝をしたものではありません。

なお、本件について、ここに書いてあります、6月議会当初の全員協議会において取り上げられることを求めると。6月、この議会ですよ。その際、公平性の観点から、当事者である小川議長ではなく、星川副議長、もう今は議長ですから、やれと言えやれたんですよ。議事進行を求めると。この文書は、議会事務局を通して小川議長に提出すると。平成23年5月13日、瑞穂市議会議長 小川勝範様と。このように、私はルールに沿って行っております。

もう一つ言います、関連だから。

これは平成22年8月20日、小川勝範様で、これも瑞穂市議会217号、22年8月23日受け付け。下記の件について、8月25日の議会の全員協議会の場でお諮りくださいと。平成22年6月8日に小川議長は、議会広報委員は各常任委員会と副議長から成ると決められておりました。その根拠は。

2．8月12日、議運開催前に、議長の議会改革特別委員の顔を見るとむかつく発言。

3．開催後、小川議長は、11日の議会改革特別委員会において、上着を着ないかと発言された。それに対して、議会事務局長より、いや、上着の着用は本会議場だけになっていますと訂正。どのように理解されていたのか。

4．8月11日、議会改革特別委員会にて、「たけし」と呼び捨て発言。議長の品格を問うが、どう思うか。「たけし」と呼び捨てに本人はしているんですよ。

小川議長は一般質問で個人の名前をやるなどと言っていますが、平成21年3月議会において、某議員の政治倫理条例についての質問の中で、私の名前を挙げて行政側に質問されたことに対して、小川議長は、それは政治倫理条例の質問かとただしたが、そういう山田議員の発言を許したのは大いに矛盾していないか。なお、一般質問で、市民皆さんの行政に対する疑問や行政の姿勢をただすことを受けて質問することは、いかなる政治倫理に抵触するか。議長としての見解を示していただきたいと、このように言っている。

このような品格に関して、私の品格を問うならば、校長室云々ならば、1に対する回答、申し合わせ事項は、議会広報委員は議会運営委員会及び各常任委員会より1名を選出するとある

が、各委員からの議会広報委員選出についてスムーズに決定しないことが多かったため、過去からの流れで、副議長を充て職にしたらいとの思いから発言した。

2に対する回答。公的な場で発言した記憶がない。しかし、議会改革特別委員会の議事運営等において、何回注意してもスムーズな運営がなされなかったことに対して不快感を持っていることを認める。

3に対する回答。各委員会においては、各委員長の許可のもとに上着を脱いでもいいと言われたつもりであるが、議員には委員会において上着の着用はなしと言われていたようである。本会議、ノーネクタイ、上着着用なし、各委員会、ノーネクタイ、上着着用なし。

〔発言する者あり〕

1番（堀 武君） 後ろから何か言われているようですけれども、いいですか。

議長（星川睦枝君） どうぞ。

1番（堀 武君） 4に対する回答。公的な場で発言した記憶がない。かつて新生クラブの仲間であったときの言い方で「たけし」と言ったかもしれない。今後は注意する。

5に対する回答。議長は、法第129条により議場の秩序を保つべきことは承知をしている。しかし、質問の流れの中で、すべての発言をその場で逐一把握することは無理だ。議長としては、全議員に対して、一般質問における注意事項を平成20年12月15日及び平成21年6月9日の本会議一般質問の冒頭において申し上げている。堀議員の発言に関して、ただしたいのであれば、御自身が当該発言議員に対して行うべきであると。議長の職務を放棄するような発言をされている。

あとに関してはその処分方法が問われていることですから、それに関しては附帯事項として省かせていただきます。

それから、質問事項に移らせていただきます。

総務常任委員会で私のことに関する発言があったとお聞きしているんですけれども、それに関して、総務部長、議長からどのような発言があったか、聞かせてください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

中学校の卒業式は3月の8日であったと思います。総務常任委員会は3月10日に開催されまして、開会のあいさつの中で、ある中学校である議員が少し迷惑をかけた。今、調査をしているので、全員協議会で報告させてもらうということではなかったかと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） これは、行政側と総務委員会ですから、議員は5名だと思います。行政

側の出席者はどのようなメンバーで、重立ったメンバーと、それから何名ぐらいこれに出席されていたんですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 執行部の方は、市長、副市長、そして総務部、企画部の部長、課長、各部長で、計11名だと思います。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 調査をされると言ったんですね。これが、一方的な調査だけで、当事者に対しては何の調査もされることなく、全員協議会でいきなり言われ、そして、その後の23日に関しても、あと調査をする。その答えはこういうふうで、具体的にだれがどう言ったのか一言も言っていないのと同時に、民主主義のルールであれば、議長という権限をもってするならば、当然全員の意見を聞き、私の意見も聞き、当事者、出席はだれとかはわかりませんよ。ここに書いてあるように、来賓とか、職員も具体的にだれがどう言ったのか。そして、それをもって、全員協議会で議員に諮って、それから結論を出して、それが正当というなら校長先生に謝罪に行くべきではないですか。違いますか。それを、教育の場の卒業式での校長室の問題に関して、何ら当事者にその理由を確認することもなく、総務委員会でそのようなことを発言するということはどういうことですか。議員の政治生命を抹殺するような、こんなことが許されますか、民主主義の世の中において。

教育長、校長さんをやられた当時もそうでしょう。当事者抜きに話しされて、解決策だといってするようなことがありますか。恐らくないでしょう。総務部長、違いますか。市長、副市長、違いますか。当事者に話も聞かないうちに結論を出して、そして、それを公の場で公表したりするようなことがありますか、民主主義の世の中で。これこそ重大な違反じゃないですか。それがどういうことですか。精神論だ、あれだ、これだ、内面的な問題だ。表現の自由というのは、内面的なことも確かにそうですけれども、自由闊達に言うことによって、またそれに対する問題点があれば、当事者を含めて話しして善処していくというのが民主主義のルールじゃないですか。それなのに、一方的に話を聞いたからと、すぐに校長室に行って謝罪をする。議長が代表で来た。ほかの議員の皆さん、承知ですかということ。私は、そのようなことが現実的に行われていることに関して危機感を持って言っているんですよ。

以後のことに関しては皆さんがよく判断していただいて、私の言っていることが違っているというならば、大いに言ってください。私は、この答弁に関して自信を持って言っておるものですから、どうこう言われる筋合いはないですけど、それでも言っていただければ、私なりに対処させていただきます。

これに関しては以上で質問を終わりますけれども、次に、教育長は、穂積中、穂積北中の校

長室はじゅうたん敷き、またはカーペット敷きがしてあるため、上履きのまま入ると床に汚れがつきやすく、清潔が保たれないので、校長室では上履きを脱いで入るように指示しているということです。巢南中学校の校長室も、私、この間、見に行ったら、じゅうたん敷きだったと思いますけれども、あそこはスリッパでそのまま入っているんですけども、この辺はどのように御理解されていますか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 穂積中のじゅうたんについては、施工して間もない状態であります。また、穂積北中のじゅうたんについても、5年ほど前、私が校長の時代にじゅうたんを張りかえたということで、現在も大切にきれいに使っておっていただいております。巢南中については、今年度、大規模改修で普通教室をつかって、また職員室、校長室についても改修を計画しております。現在の校長室のじゅうたん、カーペットは大変薄いものですが、大変傷んでおりまして、上履きで入ってよいということになっております。2年ほど前までは上靴を脱いで素足で入っていただくということをしておったんですが、改修前ということで、現在の校長がそのように指示をしておるところです。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） その後に書いてあるように、穂積北中だけがと言われたもんですから、教育長、巢南の校長さんに会ったわけではないですけど、ちょうどじゅうたんを見せてくれと言ったときに、校長さんはこのような要望をしておりましたけれども、聞き入れられるかどうかわかりませんが、どうせ校長室の下がかわるならば、木というんですか、フローリングにしていれば非常にありがたいけど、じゅうたん敷きにした場合に私はそれに従うかちょっと悩んでいたんですけど、木にするというような変更計画は、林次長、どうですか。質問事項にはないですけど、校長さんとよく相談して、行うようなことはできないですか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 学校現場とよく相談して、詰めていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 現場の声が一番重要ですから、何もじゅうたんにこだわることなく、現校長が、その方が利便性があるというようなことを言われたのは私自身の考えとは合致しますけど、よく精査していただきたいと思います。よくお話ししていただければ。

次は穂積北中のグラウンドですけども、これも議長に少しお話はさせていただいたんですけど、ちょうどバックネット、北東の角が非常に荒れておるわけです。雨降りに見たんですけど、あそこはへこんだ状態で水がたまって、引くのに二、三日ぐらいかかって、使用できない。

あそこでべたべたになってやっておられるというようなことだもんですから、全体的な計画では、林次長も、莫大な金額がかかるようなことを言われていたもんですから、そうでなくて、例えば30メートル四方、900平米ぐらいでしたら、10センチで転圧して、7センチぐらいにしても、土量もそんなにかかるわけじゃないし、部分的にやれば済むようなことだもんですから、大規模改修とは違うもんですから、そのようなことで早急に検討される御意思はあるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 現場を確認して状況を把握しておりますので、今後対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 市長もこれを見に行つて、対処するような言い方をされたもんで、市長、よく現場の声を聞いて、次長から上がりましたら、よく対処していただきたいと思っております。

さて、最後ですけど、親水公園の整備についてですけれども、東海道線の整備は本当にしていただいて、遊歩道として、親水公園が一带になりまして、ちょうど五六橋から牛牧閘門まで、あそこの一带は本当にいい修景になってきたと思っております。ただ、一部、東海道線と野田橋の間の未舗装の部分があるもんですから、夏場になると、あそこは完全に通れないわけじゃないですけれども、女性の方は蛇が出るとか、いろいろ、何とかならないかというような話も聞いております。私も歩いて、もう少し上の部分と下の部分が本当はできれば、その辺のことでちょっと御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘の場所ですが、東海道線の南の部分につきましては一部まだ舗装がしていないところがありますので、市民の皆様方が多く健康増進のために散策をしてみえますので、アスファルト舗装の計画をして、整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） そんなにむちゃくちゃお金がたくさんかかるわけでもないですし、市民の利便性から考えれば、早目に総務の方と相談しながら決めていただきたいと思っております。総務部長、よろしく申し上げます。

さて、最後にですけれども、ちょうど東海道線の野田橋、ほかのところも親水公園ですが、柳がばっさりと電信柱になるような形で切られております。枝だけではなくて、幹もです。こ

れはどういうわけで切られているのか、ちょっと御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 親水公園内の樹木等につきましては、地元のボランティアの皆様方に草刈りとか剪定等を行っていただいています。特に柳の木につきましては、周辺の住民の皆様から、柳絮という綿毛の白いものですが、これがかなり時期的に飛散します。柳の種子なんです、そういう関係でアレルギー体質の方は多少影響があるということがございました。それで、近隣であります岐阜農林の教諭の方にも相談しまして、その指導のもとで雌の木の剪定を行っています。地元の方に協力願って維持管理をしておりますので、今後ともそんな形で進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 柳に関しては、そのような形で、今、花粉の問題でアレルギーと言われれば、そのとおりかもわかりません。ただ、言われるように、ある程度の形状のいい樹木は残していただいて、その整合性を図りながら、ぜひ行っていただきたい。本当にいい親水公園なもんですから、今度はさくもやられるということですから、一般市民のいい場所になると思っております。ぜひその辺で御尽力いただければと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 次に、新生クラブ、広瀬武雄君の発言を許します。

7番（広瀬武雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりこのように大勢の皆様方に傍聴いただきまして、心より厚く御礼申し上げます。

ただいまは、議長のお許しをいただきまして会派代表質問をさせていただくことをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

その第1番目は防災計画。東日本大震災を教訓にいたしまして、新しく防災対策を見直す考えはあるのかなのか。

2番目につきましては、最近、テレビ、新聞報道等で御存じのとおり節電対策につきまして質問をさせていただきます。

3番目は、公共施設の使用料の見直しにつきまして、外部監査の結果報告の内容を中心に質問をさせていただきます。

4番目は、今後の財政の見直しにつきまして、これも外部監査結果報告の内容を中心にいたしまして、質問をさせていただきます。

以下、詳細な質問は質問席より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔発言する者あり〕

7番（広瀬武雄君） ただいま名前を言えという声がありましたが、私、名前を申し上げたつ

もりでございますが、もし漏れておりましたら、改めまして、議席番号7番 広瀬武雄でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1番目の防災計画、あるいは防災対策の見直しにつきまして質問をさせていただきます。

このたびの東北地方沿岸部を中心といたしました未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から既に3ヵ月を経過いたしました。いまだに8,000人以上が行方不明であります。さらに、収容遺体のうち2,000人が身元が判明していない状況はまことにもって悲しむべき現状かと考えておるところでございます。

当瑞穂市といいますが、中部地方におきましても、あすは我が身ということで、東海地震がやがてやってくるのではないかといういろんなデータが出ております。そういう中にありまして、当瑞穂市におきまして、地域防災計画は、既に合併後、平成16年度に作成され、その後、見直しが図られまして、平成18年度に新たに作成されたものが現在運用されている現状でございます。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、さまざまな事項を定め、防災の万全を期するものとなっておりますことは既に御承知のとおりだと思います。かつまた、この計画は、国・県の防災方針、あるいは市の情勢を勘案し、毎年検討を加え、必要があることを認める場合はこれを修正するものとするというふうになっております。そういう中にありまして、最近、岐阜県では、今回の東日本大震災で東北地方で実際に起きたことと、それに対する国や現地の対応を検証していかなければならないということで、県の防災計画を練り直すため県の震災対策検証委員会が設置されました。さらに、最近、古田知事は、地域防災計画など、関連のある防災計画はすべて対象にして、点検、検証したいと語っております。

同様に岐阜市におきましても、6月9日、市長が、想定震度の見直しや避難所の数、物資の備蓄計画のあり方など、防災対策の全面的な見直しを早急を実施すると発表いたしました。

さらには山県市、本巢市におきましても、それぞれの市長が防災対策を点検し、市民の安全対策に努めると発言しております。

そこで、瑞穂市の防災対策、あるいは防災計画に対して、総務部長、並びに市長にお尋ねいたしますが、この現状を踏まえて、この際、この防災対策、防災計画を見直す考えはあるのかどうか。あるとすれば、いつごろまでに見直しを完了させられるのか、その所信を伺いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 東日本大震災を教訓に、各都道府県も防災計画の見直し作業に入っておりますし、岐阜県もこの10月をめどに地域防災計画の修正案をまとめて、12月には改正されると聞いております。

瑞穂市の地域防災計画は、岐阜県の地域防災計画と一体をなすものでございますので、もう既に今、見直しに入っておるわけでございますが、最終的には県の防災計画との整合性を図って、市防災会議に提出をし、改正をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） 早急に見直しをひとつよろしく願いしまして、市民の安全に寄与していただくことをよろしく願い申し上げます。

第 2 点目といたしましては、地域防災計画の中におきます組織図を見てみますと、我々、手前みそながら、議会はどういう役割を果たすのかというところに目が行きまして、詳細に見てみましたところ、議会部というところに所属いたしまして、本部の各部各班の分担任務をさらに見てみましたら、議会事務局班という班名が明記されております。そして、任務は、議員との連絡調整に関すること、災害見舞い及び現地視察に関すること、他の班の応援に関すること等となっておりますが、余りにも抽象的であり、万が一震災が起きた場合、議会としてどうするべきか。もちろん我々はしかるべき場、あるいは会議でさらに具体的な行動につきまして協議していかなければならないものと考えておりますけれども、具体的な議員の、あるいは議会の災害対策、または行動マニュアル等を議会事務局などを交えまして作成し、その内容を徹底すべきと考えまして、調査いたしましたところ、既に岐阜市議会におきましては 2 月 18 日に議会災害時対応マニュアルというものが作成済みということでございます。

これらのことをかんがみますと、この件につきまして、当瑞穂市議会におきましても、防災担当の総務部長の答弁として、議会がさらに詳しくどう対応するかをマニュアル化するつもりがあるかどうか、御答弁を願いたいところでございます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今お尋ねの件は、災害時の議員の行動マニュアルということでございます。全国を見てみますと、幾つかの町村が既につくっておられまして、今、議員が大体概要を言われました。災害発生の初動期、中期、後期に分けて、議会の対策本部の設置から、現地における情報収集、並びに支援活動の協力、被災された方への助言・相談、被災状況の掌握等、これは私どもの災害対策本部と協力をして行動していただくというこのマニュアルができていくところが幾つかあるようでございます。こうしたマニュアルにつきましても、議会事務局と調整をしながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） 議員は、やはり地域の共助を引き出すための先頭に立たなければなりま

せん。したがいまして、ぜひとも早期に事務局と打ち合わせの上、御検討いただきまして、我々の方にお示しいただきまして、我々の方としましても積極的に検討し、そのマニュアルに沿った行動に移りたいと、このように考えるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

3点目といたしまして、東日本大震災後、各自治体が、御存じのとおりいろいろなところと災害協定を結んでおります。ちなみにごくごく最近では、5月31日に中濃5市とJAめぐみの、それから6月2日には各務原市が県自動車整備振興組合、6月10日には関市が災害時の燃料供給協定をJAめぐみのと締結いたしました。これらはすべて新聞報道に相当大きく載っているところでございますが、当瑞穂市におきましても、このような対応は既に広報でお示しいただいておるところでございますけれども、さらに何件かの適切な災害協定を特徴あるところと結んでいくというお考えはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 災害応援協定ということでございますが、実を言いますと、広報5月号の特集としまして、市の主な災害への取り組みというのを書かせていただいておりますけれども、その中に、今現在、私どもが応援協力の協定を結んでおるものの一覧が載っております。今後、これらに加えて、福祉施設等、高齢者とか障害者の方の避難、その他の協定等も結びたいと考えておりますし、また幾つか必要なものについては協定を随時結びまして、また皆さんにお知らせしたいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ぜひとも早く防災計画の見直しの中の一環としまして、そのような部分につきましても積極的な御対応をよろしくお願い申し上げます。

次に、2番目の質問でございますが、節電対策について質問をさせていただきます。

この夏の電力不足への懸念が、東日本大震災で被災した東北や関東地方にとどまらず、各地に波及する可能性が強まっておりますことは既に御承知のとおりかと思えます。6月13日までの電力10社の最大需要予測に対する共通余力は平均6.2%と、安定供給に必要な目安とする8%を下回っております。これは、刻々といろいろ変わるわけでございますが、現状、6月13日のデータでございます。ちなみに中部電力の供給余力は2.4%と、北陸、四国電力に次いで3番目に低いというデータが載っておりました。また、御承知のとおり、中部電力浜岡原子力発電所の停止を受けまして、さらに関西電力も福井の原発再稼働が難航しておりまして、需要がふえるこの夏場の電力不足が大いに懸念されるところでございます。

中部電力からも各関係機関に節電に対する協力依頼があったようですが、瑞穂市の公共施設 もちろん学校も含むわけでございますが 等に対する節電対策は現在どのよ

うに進められているのか、総務部長にお伺いすると同時に、教育次長にも御答弁を求めるものでございます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この夏につきましては、東日本大震災、とりわけ福島原発の事故がございまして、東日本では計画停電をということがございました。そして、中部電力につきましては、浜岡原子力発電所は運転を見送るということでございます。

私どもも5月17日に部長会議を実施いたしました。既にホームページ等でごらんの方は、このような市の節電への取り組みということでホームページで掲載をございまして、皆様方に御協力をお願いしたいと。議員の皆さん方には、先般ボックスの中へ入れておいたところでございます。

5月24日には、中部電力の方から節電の協力の依頼がございました。予備電力が今8%から10%が確保できていないと。何とか御協力をお願いしたいということでございました。この5月17日現在の部長会議では、やはり取り組みということで、主な決めたものを簡単に述べさせていただきますけれども、冷房の設定温度は28度。カーテン、ブラインド、緑のカーテンを活用して、何とか設定温度を維持したいと考えております。会議室等につきましては、できる限り北側の会議室を使って、冷房等が必要のないようにということでお願いしたところでございます。照明につきましては、とにかく小まめに消すと。昼休みにつきましては、やはり窓口業務のみについては照明させていただきます。廊下についても、できる限り消させていただきます。それから、会議を開始する場合は、10分前に点灯させていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

毎週水曜日をノー残業デーにしまして、仕事を時間内におさめると。常に助け合って、とにかくおさめなさいということで指示をしておるところでございます。

また、便所の便座でございますが、最後と思われる方については切っていただきたいというふうにもお願いをしております。

そして、各施設におきましては、エアコンとか、電気等、結構古くなってきておりますので、なかなか温度設定等も難しゅうございますけれども、各施設において、項目をしっかりと決めて、節電に取り組むようにということで指示をしたところでございます。

なお、まだ今後、予備電力が必要ということになれば、もっともっと工夫をせざるを得んというふうに私どもは考えております。

また、今までの節電の状況でございますが、市では、平成19年度に対してどのくらい削減をしているかということで、この庁舎について、ちょっと御案内さしあげます。

平成19年度に対して、平成20年度は6.9%の電気の節減ができております。21年度は7.9%、昨年は5.3%の削減でございました。昨年はちょっと暑くて、熱中症が非常に多かったという

こともありますけれども、こうした状況で、市の方もあちらこちら電気を消させていただいておりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

基本的には、目の健康とか、水分を十分とって、被災に遭われた方の気持ちを大切に、節電をできる限りさせていただき、窓口の対応の方はさわやかな対応を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 学校での節電につきましては、小まめな消灯を行っております。教室にはエアコンは基本的にございせんし、暖房はガスがほとんどですので、学校での対応につきましては、教室、あるいは廊下の蛍光灯の消灯が主な対応でございます。

また、職員室につきましては、エアコンは子供が帰ってからしか入れない。温度も28度設定ということで行っております。また、パソコンにつきましても、使用しないときは電源を切るなどを励行いたしております。なお、幼稚園・保育所につきましても同様な対応をいたしております。以上です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） ただいまの林次長のお話から、一つ思いつくわけでございますが、ある国立の教育政策研究所文教施設研究センターのデータによりますと、普通教室の照度の下限値が300ルクスと定められているというふうにある新聞で報道されておりましたが、今の御発言からいきますと、多分窓側などはそれ以上の明るさではないかと、このように考えますと同時に、そのような専門的なことを行われていることはなさそうでございますが、極力その辺のところは節電に協力させ、子供たちに対しても節電の意味、こういうものを同時に教育の現場で徹底されることを切望する次第でございます。

総務部長を初め、教育次長にもいろいろと御答弁いただきましたのを聞きますと、既にそれなりにいろいろと御尽力いただいていることに対しまして、心から敬意を表するところでございますが、さらに質問をいたしますならば、各公共施設に設置されております、御存じの自販機ですね。特に飲料自販機が中心でございますが、現在16台あると聞き及んでおりますが、それらに対する節電の対策はどのようになっているのか、総務部長の答弁を求めます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 飲料水の自販機ということでございますが、市の施設の自販機の設置状況でございますが、設置して管理をしておるものが、職員と組合とか、互助会、社会福祉協議会とか、いろいろありますけれども、そうしたところからお金をいただいたりなんかしているわけですが、今、庁舎には一応5台ございます。総合センターに4台、市民センターには2台、巢南庁舎に2台、巢南公民館に2台、南部コミセンに1台があろうかと思っております。

自販機によっては、午前中に冷やして、昼からは冷やさないよというピークカット機能を持っている自販機がかなりあるようでございますし、電気等が消えているといった機能的なメーカーもあるようでございますけれども、どちらにしても設置数がもしかすると多いのかということもあろうかと思いますが、必要な台数かどうかという検討の余地があろうかと思っております。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） ぜひとも自販機の設置業者、これらの業者に対しましても、ぜひともひとつ市当局より、あるいは現在総合会館あたりは福祉協議会が担当だそうでございますが、そういう担当部から市当局として代表して、節電に協力するよう、業者に対しても極力要請されることをお願いするものでございます。

この項目の最後になりますが、最後に、節電に対応する動きの中の一つといたしまして、既にこれも御存じかと思いますが、省エネ対策としまして、LEDに取りかえる件で質問をします。

これは、公共施設を初めとしまして、市が推奨しております街灯ですね。これらにつきましても関係が出てくるものと考えるところでございますが、LEDの寿命は4万時間と言われております。一般的な白熱電球に比べまして、寿命も40倍、消費電力は5分の1以下になるというデータが出ております。2年前までは、平均的に1個の電球が四、五千円であったものが、最近では大変安くなりまして、場合によっては1,000円台のものもあると聞いておりますが、平均的には、大きなもの、小さなものがございまして、2,000円から2,300円に下がっているというデータが出ております。夏場の節電を達成するためにも、LEDに取りかえる企業も最近相当急増していると聞き及んでおります。また、近隣の自治体では、既に岐阜市では6月9日の定例会で、市長がLED化をスピード感をもって実施したいと、このように発言しておりますが、この件につきましては市長の所信をお伺いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えを申し上げたいと思います。

ただいま東日本大震災に関連しまして、市の防災対策を初めとしまして、またその関連で節電の問題が起きております。そういったことにつきまして、るる多岐にわたりまして御質問をいただいております。

今、照明の関係におきまして、LEDのことにつきまして御質問があったわけでございます。このことにつきまして、今、庁舎内としまして、いろいろ検討を加えておるところでございます。いずれにしましても、今、議員の御指摘がありましたそのとおりでございますので、十分にそういったことも尊重しながら検討してまいりたい、このように思っております。

ますので、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） これをもちまして、2 番目の節電対策についての質問を終了いたします。

続きまして、3 番目の公共施設の使用料の見直しにつきまして質問をさせていただきます。

昨今、地方自治体が整備いたしましたグラウンド等の体育施設、あるいは既に建設されている公共施設の、いわゆる箱物を中心に取り巻く環境は、この経済の低成長化におきまして、大いに変化しつつありますことは御承知のとおりかと思えます。

当初想定した計画そのものが、それなりに見直しを迫られる等、膨らむ維持管理のコストにどのように対応するのか、今後の自治体の経営能力がまさに問われているところでございます。

そこで、当瑞穂市における公共施設について見てみますと、市民の貴重な血税を基礎に市が運営していることを思えば、施設の目的をいま一度確認し、その運営も、経営的視点をもって臨む必要性が求められるのではないかと考えるところでございます。

また、既に包括外部監査でも、使用料の見直しの項目でさまざまな提言がなされておことは御承知のとおりだと思いますが、使用料は、提供するサービスの必要性や使用者、維持管理者にかかわるコスト等、それぞれの状況に応じて決定されるべきものであると、このように考えております。したがって、利用目的に見合った負担を実現するためには、市全体としての統一した使用料に対する基本方針が必要と考えますが、その所信を企画部長に答弁を求めたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいま広瀬議員の方から、公共施設の使用料の見直しということで御質問をいただいておりますが、皆さん御存じのとおり、包括外部監査につきましては、昨年度、ことしの2月25日、公の施設の管理運営のあり方ということで、250ページにわたって監査人から報告をいただいております。

この内容につきまして、まとめておきたいと思えますが、まず一つ目に、施設の管理運営に関するものということがございます。一つ、備品管理に関するもの、さらに予算の伴うもの、例規・ルールに関するもの、書類の不備・整備に関するもの、契約方法の見直しに関するもの、施設のあり方に関するもの、それに組織のあり方に関するもの、それに、御指摘の使用料・負担金に関するものというふうに大別ができるかと思えます。

ここで、ご指摘をいただきましたのは、結果として101件、意見としては71件、この案件につきましては、現在、庁内でプロジェクトチームを立ち上げまして、その措置について調整を図っております。現在のところ、既に3回を実施し、6月20日になりますが、さらに検討会をしたいと考えております。

予定では、この後、7月までに措置状況を、措置済み、進行中を含めまして、取りまとめて、監査委員の方に報告。さらに9月の定例会には議員の皆様方にその状況を報告させていただきたいと思っております。

さて、この中で、御指摘をいただいております公共施設の使用料見直しについては、行政改革大綱の再点検事項でもありまして、今後、当然に検討していくわけでありますが、単に値上げありきではなく、本来、受益者負担はどうあるべきかを再度見直しした上で、適正な料金体系を構築する方向で現在詳細にプロジェクトの方で案を練っておりますので、また御報告させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

各施設をつぶさにデータ的に見てみますと、当然とは言うものの、それなりに相当な赤字を出しているのが現状でございます。したがって、ただいまの答弁にもございますように、プロジェクトチームを立ち上げていただいたということでございますので、それなりに使用料程度ではあまり貢献できないかもわかりませんが、収支状況の部分ですね。赤字部分の減少にもつながる役割を演ずる効果が出るのではないかと、このように考えているところでございます。したがって、各施設での使用料設定の根拠を、当然ではありますが再確認いただきたいと思います。全体としての設定方法を統一する基準の策定に取り組んでいただくことを大いに期待いたしまして、この公共施設の使用料の見直しについての質問は終わりたいと思っております。

続きまして、今後の財政の見通しということにつきまして質問をさせていただきます。

包括外部監査結果の財政状況の分析によりますれば、財政の見直しとして、今後の合併特別債事業等、新規の借入れを見込んだ公債費の返済を試算した場合、平成24年度末から減債基金がゼロ円となる。平成30年度までに31億円の財源が不足することとなり、7年間で31億円の事業を削減しなければ、公債費を返済できないことになると記載されております。

さらには、問題を先延ばしにすれば、近い将来、財政状況が危険な水準にまで達することも想定されるとコメントされておりますが、この件につきまして、財政担当部長の所見をお伺いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいま御指摘いただきましたように、報告書の方はその内容が記されておりますが、この内容を分析してみますと、起債償還には、地方交付税に算入されます基準財政需要額の部分が一般財源となるわけですが、それと、減債基金を充てて、公債費を償還するという分析になっております。基準財政需要額に算入されますのは、やはり合併特別債

にしましても、充当率は多くあるんですが、起債に算入されるのは7割。3割については、一般財源から持ち出すということが当然でございますが、この分析では、その分を減債基金で充てるというような表になっておろうかと思えます。

ここで、償還の原資と減債基金、この表の中では、積立金が21年度で、積み立てをしないという形で固定をされた状況で、順次一般財源算入分と減債を取り崩すと、近々に減債基金がなくなるというところがございますが、やはり毎年決算を行った段階では決算剰余金が出てくるわけですが、それに積み立てるというところは明記されておりませんので、このまま決算を行った段階で決算剰余金を積み立てる。さらに財政調整基金、その年度の一般財源を充当して、起債償還に充てるということも可能ではないかというふうに考えております。

しかし、地方財政を取り巻く環境は依然として非常に厳しいものでありますので、楽観視はできませんが、この状況については、今後の各事業の計画の見直しにあわせて、公債費の償還計画を決めていき、財政計画を調整してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 一部、包括外部監査のコメントの中には、市の行政当局と若干考え方の相違があるというような御答弁かと思えます。それはそれなりに御調整いただきながら、安定した財政状況に専念していただくことを期待するものでございます。

次に、平成25年度までは地方交付税が合併前の旧町レベル、すなわち旧穂積、旧巢南での合算計算により交付されますが、それ以後の5年間では、段階的におおむね5億円程度の減額が見込まれるというふうになっておりますが、平成31年度にはその合算計算が終了の予定であり、交付税そのものが大きく減額されていく中での財政運営上の問題につきまして、一言、部長より考え方を御答弁いただければと思えます。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 合併算定がえと一本算定ということで、今、有利な方でちょうだいしておりますが、これが5年間で縮減されると約5億ということになります。そのためにも、財政運営を適切に計画して、基金等を積み上げて、それで補充できる。さらに、この部分についても交付税に算入されてくる部分もあろうかと思えますので、その時点で内容をよく精査して詰めていきたい。この5億円減に対しては対応をしていきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） そのような厳しさも今後出てくるということを認識いただきながら、財政の担当部としまして、各部に対しましてきちんとした指導を徹底していただきながら、効率

的な財政運営に尽力いただくことを大いに期待しまして、この質問を終わりますが、次に、市長のマニフェストにつきまして、若干質問をさせていただきます。

市長のマニフェスト「セカンドステージ」につきましては、既に皆様、お手元に数枚お持ちの方もあろうかと思いますが、この第2ステージにつきましては、所信表明の中でも市長は、今回の件については期限とか数値目標は掲載していないというおっしゃり方でした。しかしながら、マニフェストという以上は、私の考え方で申し上げますと、数値目標、期限、それから工程表、財源、この四つは最低限必要不可欠なものではないかと、このように考えているところですが、マニフェストと言わずに、政権公約という単純な言い方で解釈すれば、これで十分かとは思いますが、これによって見事に立派に御当選されたわけですから、これについて云々は申し上げませんが、この第2ステージを達成するにはどの程度の財源が必要になるのか。1年ごとでも結構でございますし、4年間まとめてでも結構でございますが、このマニフェストを完遂するためには、交付税とかいろいろな問題もありまして、なかなか数字を把握するのは難しいかも知れませんが、概略で結構でございますので、どの程度の財源が必要と考えられるのか。この辺をひとつ財政担当部長を通じまして、御答弁願えれば幸いです。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） マニフェストのセカンドステージを実施した場合の事業費というところでございますが、ただいま御指摘いただきましたように、全体事業費というのか、この中では見えてきませんが、第1回目のマニフェストがそうであったように、今回のセカンドステージにおきましても、総合計画に基づいて積算して、今後計画をしていくものでございますが、今年度、皆様方にお渡ししました「セカンドステージの取り組み状況」の中で、今回、23年実施計画という項目を上げさせていただいておりますが、これは市長の公約の大きな柱、1番から5番までございますが、これを当初予算、今回の補正でお願いしました肉づけ予算を合計しまして、概算にはなりますが、ちょっと私の方で資料として拾っておりますので、御報告させていただきます。あえてつけ加えさせていただきますと、ソフト部分に係る分がかなりある。さらに、当初のマニフェストから継続して、今さらに続いているものは省いております。さらに、マニフェスト「セカンドステージ」は今がスタートでございますので、ことしは、ハード事業でいえば、設計をするが、次年度以降に決定すれば工事費が出てくるということで、4年間の総トータルというのは今現在ではつかめないという状況で御理解をお願いしたいと思います。

まず、1点目の大きい柱ですが、情報公開の徹底と市民総参加のまちづくりを推進。無駄のない効率的財政運営という項目につきましては、23年度に計画しておりますのがおおむね5,900万円となっております。あくまで今現在の実施計画に基づいて拾い上げた数字でござい

ます。それと二つ目の、まちづくりは人づくりにつつましては約2億7,000万円。3番目の災害のない魅力ある都市の基盤整備の推進ということで、これは11億9,000万円でございます。住みやすい居住空間をつくり、推進する。これにつつましては2億8,000万円。五つ目の活力ある瑞穂市をつくります。これにつつましては2,900万円で、合計18億という現在の取り組み状況から見た上での積算額はこの数字になりますので、よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

思ったよりも意外と少ない金額かなあというのが直感でございますが、もちろん今、部長が言われましたように、限定的な拾い方でございますので、その辺のところを加味いたしましても、その程度かなということでございます。

瑞穂市は比較的恵まれた財政状況でございますが、これらの市長が掲げられましたマニフェストの「セカンドステージ」、これをきちんと達成することは、そういう財政状況の中では他市町に比べて非常に恵まれているのではないかなと、こんなように思うわけでございますし、市民の安全・安心、それから市民の幸せを願ういろいろな諸施策がこの中に盛り込まれておることでございますが、私ども議会といたしましても、その都度都度御提案されたものについては、いいものはいい、悪いものは悪いということで、はっきりとお示ししていきたいと。また、市民の声を聞きながら、この「セカンドステージ」には協力させていただくことをお約束申し上げながら、本日のすべての質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 議事の都合により、しばらく休憩します。11時から再開いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、会場の中が大変蒸し暑いわけですが、節減のため少々我慢していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言を許します。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党瑞穂市議団の小寺徹でございます。

会派代表質問をさせていただきます。

質問の項目は、2点にわたって質問いたします。

まず第1点は、住民生活に光をそそぐ基金の活用について、2点目は、住宅リフォーム助成制度の創設について、2点について質問席から質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず第1点目の住民生活に光をそそぐ基金の活用について質問いたします。

この基金の目的は何か。さらにこの基金条例はいつ制定されたのか。現在、その基金は幾ら積立額があるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいまの小寺議員の住民生活に光をそそぐ基金条例についてでございますが、これはことしの1月28日の臨時議会において御議決をいただきまして、2月1日に公布、施行されております。

本基金は、平成22年度の国の地域活性化交付金光をそそぐ交付金事業の一環としまして設立したものでございまして、これまでに住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった、一つ目に地方消費者行政、さらにDV対策、知の地域づくりの3分野に係る事業の財源を平成24年度まで担保する目的で、金額としましては970万円を積み立てさせていただいております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 住民生活に光を当てるということで、特に生活弱者といいますが、そういう方たちの生活相談に乗ったり、施策をやっていくための資金ということでございますので、有効に活用をする必要があると思います。そういう点で、これからどのような施策に使っていくという計画があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいま御質問の今後の活用計画についてということでございますが、本基金の採択事業は、国がいろいろ細かいメニューを設定しておりますが、その中へ交付申請で、瑞穂市としましては、DV対策事業、図書館事業の実施計画を出させていただいて、平成25年3月31日限りで配分を受けておりますが、今年度は先ほど申しました970万円の半分の485万円をDV対策事業と図書館事業に充てる計画をしております。それが24年度で最終になりますので、残りの485万円についても、同様な内容で充当をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） DV対策といいますが、要するに家庭内で暴力を受けているという方たちに対して、それを回避するために、もし旦那さんの暴力の場合は、奥さん、子供さんをどこかへ逃避みたいにさせるというような形で、それに係る費用をここから出すという、そういう位置づけなんですか。お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 伊藤部長。

企画部長（伊藤脩祠君） DV対策と、図書館の関係もそうなのですが、今回、基金で積んだ目的は、やはり雇用、人材育成とするのも目的であります。DV対応するために相談員を設置しておりますので、その人件費、賃金に充当をしたいという計画でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それで、私の提案でございますけれども、この基金を、現在、教育支援センターが設置されまして、そこに不登校の子供たちの教室、アジサイ教室というのを設けて、もとの巢南の給食センターを改築して、現在運営がされております。そのアジサイ教室を一遍視察、調査をさせていただきました。その中で、相談員や相談員を補助してみえる方たちの意見をお聞きしたら、もっと相談員や相談補助者の充実をしてほしいと。人数もふやしてほしいという声をお聞きしたわけでございます。不登校というのは、人生の中で学校へ行くということができない。いろいろな条件、人間関係があると思うんですけれども、その第一歩を失敗すれば、さらに社会生活へ入っていても大きな障害になるという点で、早く立ち直って学校へ通い、学校生活を送れるようにしていく大変重要なことでもありますし、非常に重要だと思うんですね。その相談員さんたちの要望にこたえるためにこの基金を活用できないかということを一問質問しようかということで、きょう一般質問に取り上げました。この適用はできるかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） アジサイ教室等の関係に利用できないかという御質問でございますが、先ほど申しましたように、基金の設置、瑞穂市の基金としては、DV対策における相談員の人件費に充当する。その部分で1月の補正予算で600万円を基金として積み立てました。さらに、国の方から追加ということでございまして、図書館の臨時職員の人件費に充当するというので、その時点で追加で370万円を積み立てたところでございます。当初の採択を受ける計画の中に御指摘の事業は入っておりませんので、今回、残念ながらこの基金を活用することはちょっと難しいというふうに判断をさせていただいています。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） この基金の性格というのは、交付金ですので、各自治体でこういう事業が必要になると。その事業のために交付してほしいということで、事業計画を立てて、交付を決定されると。それ以外は活用できないと、そういう性格の基金であり、お金であるということなんですか。ちょっと確認したいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） これは、先ほど申しましたように、実施する計画を立てて、それに

対する基金を積むということで配分を受けておりますので、それ以外のものに充当するという事は残念ながら無理かというふうな判断をします。今後、これに充当するわけですけど、これが不執行になった場合は、残額は国庫の方へ返還ということになりますので、その特定した事業に有効に活用をさせていただきたいというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ちょっと私が認識が浅くて、今、光を当てる必要のある人たちに対しては自由に自治体の判断で活用できるのかなという思いを持っておりましたので、アジサイ教室の補助員さんの増員に当たらんかということで提案したんですけれども、それは直接そうはならんということでございますが、しかし、大切な事業でありますし、この辺について、教育委員会の見解をただしていきたいと思っております。

現在、学校へ不登校の人たちはどのくらいお見えになるかということ。そういう中で、このアジサイ教室へ通ってみえる方は何人くらいお見えになるか。さらに、ここへも来れずに、うちへ引っ込んでしまって、全然出れんという方が何人くらいか。また、学校へも来た、来てない。いろいろな傾向があると思うんですが、総人数の中でどのような傾向の人数配分になっておるか、わかりましたらお尋ねしたい。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在の不登校の子供たちの様子ということでございますが、毎月毎月、月に1週間以上休んだ者ということが不登校ぎみということで実数を把握しているんですが、今ここに手持ちがないものですから、また後ほどその資料はお渡ししたいと思います。実際、各学校において週7日以上の方がいるわけでございます。そういった中で、本人、保護者の了解を得て、少しでも学校に出るということは、このアジサイ教室に入室をしている子供たちというのは月に7日という限定ではなくて、もう長いこと、1ヵ月も2ヵ月も学校に行けない。家に引きこもるのではなくて、何とか社会というか、外に出ていくということで、現在通っているのは、6月8日現在ですが、3名になっております。昨年度まではもう少し人数がおったんですが、復帰をしていったという中で、現在は3名。小学校6年生が1名、中学校の1年生が2名ということです。

また、この3名以外に、判定会議を用いまして、通室、アジサイ教室に通うのが望ましいと判定された者が1名。それから、現在検討中の生徒が1名という人数になっております。

アジサイ教室に通う子供たちは、月火木金の4日間が通室日ということで、アジサイ教室に通って学習やらスポーツやら、仲間との触れ合い活動を行っております。学校との連携を通して、放課後の登校をしたり、それから行事に参加をしたりということで、段階的に学校復帰に取り組んでいるという状況です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 平成22年の11月1日に学校教育課の定期監査がありまして、その監査報告書にこの支援センターの報告が載っておるんですけども、関係する部分をちょっと読みますと、「事業予算は昨年度とほぼ同額であるが、相談員によれば、多数のボランティアの協力を得てセンター運営ができていたとのことである。学校教育課担当職員は業務多忙のため当センターに常駐できない現状で、相談員と十分な連携が図れていないようであり、今後は学校教育課の常勤職員も含め、資格を持つ専門職員、ボランティアのあり方や、4月から運営を開始して、明らかになった課題、問題点への対応と、瑞穂市教育支援センター条例第3条に掲げる事業及び瑞穂市教育相談員設置要綱第5条に掲げる相談員の職務の充実をお願いしたい」という報告書が出されております。

この報告書に基づいて、教育委員会として検討され、対応されていることがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在、教育相談員は3名体制で行っております。これ、すべて市単の費用なんですけど、本年の3月に小学校長を退職した者が1名、それから元小・中学校で教諭をしておいた者が1名、それから、学校心理士の資格を持った者が1名、この3名でアジサイ教室を中心に、教育支援センターで子供たちの世話をする内容と、各小・中学校にそれぞれ分担をしておりまして、学校にお邪魔して、保健室登校とか、そういった子供たちへの対応、それから親さんの相談というふうなことも含めて、幅広くしておってもらいます。その相談員3名以外に、相談補助者ということでフレンドリー指導員、これも市単の事業ですが、ボランティアに関心のある学生さん、現在2名の方がこの教育支援センターに通っておってもらえる。それ以外にも、全く無償のボランティアということで、また別の大学のボランティアの方も来ておっただいているということで、人員的にはある程度十分に近いというか、あるというような状況です。特に相談員だけでなく、各学校においてはスクールカウンセラーも配置しておりますし、スクール相談員ということで、各学校で教育支援センター、アジサイ教室とはかわりなく、学校の中で不登校ぎみの子とか、悩みを持った保護者も含めて、相談できる体制を整えて、幾重にも人的な配置はいただいているということでございます。

また、学校教育課の職員が忙しくて、なかなかアジサイ教室の担当者、教育相談員と連携を密にとれないという状況については実際あるわけですけども、今の担当が特別支援の担当の大野清貴という総括課長補佐が担当しておりまして、就学支援とか、障がいを持った子供の対応について、これまでの幼稚園、小・中学校だけでなく、保育所についても今担当しているということで、なかなか難しい中で、ことし工夫ができたのは、これまでは相談員の3名体制

が、小・中学校の教諭をしていた者が2名、学校心理士の資格を持った者が1名という体制でしたが、こしは元小学校長に1人入っていただくというようなことで、全体をリードしていただく方を配置できたということを報告させていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今、教育長の方から、人的体制の現状について報告がございました。教育委員会として、現場の人たちの要望、意見はお聞きになっておるのかどうか。具体的にどのような要望があるのか、わかっておりましたら教えていただきたい。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 相談員はいろいろなことをやりたいということはよく言います。だから、教育相談に関する研修にもどんどん参加をして、他市町のいいところを見ては、いろんなことを思い描いておってくれるんですが、直接的なことで私が把握しているのは、大学生のフレンドリー指導員というのが現在2名の方が来ておっていただくということですが、1回につき2時間というようなことで、それも現役の教育学部の学生が将来に向かってそういったボランティアをしてくれている。その人たちの支援の回数をふやしていただけるとありがたい。直接子供に携わってくれる、そういったボランティアがふえるといいという話は聞いております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 監査の報告の中で、ボランティアと書いてありますけれども、ボランティアというのは補助者ですか。相談補助者と、また学生のボランティアといろいろあるようですが、補助者の体制ですけれども、今、予算では年間75回という予算の枠になっておると。初期に3人ぐらいの方をずうっと早く配置すると、要するに最後の方は予算がなくなってしまって、すみませんけれども無償でお願いするというようなことを言いながら、また無償でお願いをしておることが現場ではあるということもお聞きしておるんですね。そういう予算執行状況の中でどうしてもまだ必要だという場合には、何とか融通をさせて、人の配置、報酬の実施という、無償ということはなくすような方向でぜひ努力をしてほしいと思うんですが、その辺の対応はどうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員に言っていただきましたように、年に75回ということで、現在2人ということですので、そのまた2分の1というようなことに、実際に来ていただける回数というのは減っていくわけですが、実際、フレンドリー指導員というのは、先ほども言いましたように現役の大学生ということで、毎年毎年同じ方が延々とというわけにいかない。その都

度、大学の学生課の方に依頼をして、瑞穂市の教育支援センターでボランティアをやる学生を募って、紹介をしていただいて、やっておっていただくというようなことで、実際に確実に3名、4名、5名と、こちらの希望どおりになるわけではないという中で、現在は2名と。議員も言っていただけたように、以前は3人おったとか、そういうのは学生さんの御事情もありまして、先ほども申しましたように、教育支援センターの教育相談員たちは、フレンドリー指導員の回数を少しでもふやしてもらえるとありがたいという願いを持っておりますので、またその回数をふやさないと来ていただく回数もふえないということで、また今後財政と調整していきたいと思えます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） もう一つ、相談員さん自身も、今3名ですけれども、もう1人見えたらなあということを書いてみえるんですね。その理由を聞きますと、アジサイ教室にずうっと見えるわけじゃなくて、学校へ戻られるということが目的で、今、3人だとお聞きしたんですが、お聞きしたときは7人から8人お見えになるというようなことをその相談員さんは書いてみえたんですけれども、ちょっと時期的なずれがあるのかなと思うんですけれども、現場にも相談員さんがお見えになるということですから、アジサイ教室から現場へ行くときのつなぎを十分して、継続できるような相談に乗れる、そういう体制も必要だというようなことから、相談員さんをもう一人ふやしてほしいという希望も出されておりますので、これは答弁は求めませんが、そういう希望があるということも含めて、ぜひひとつ検討をお願いしたいと思います。

それで、こういうような実態の中で、今後、国がまた継続して住民生活に光をそそぐ交付金というのを提起するときに、瑞穂市として、アジサイ教室の充実という形で交付を申請し、支援センターの充実のために充当するというようなことをぜひ考えていただきたいと思うんですが、その辺はどう考えてみえるか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 今まで20年度から22年度におきましても地域活性化交付金ということで、国の方から全体で7億5,000万くらい来ております。今後このような交付金があれば、当然にお示しのとおり御案内をさせていただきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 財政当局もそういうふうに考えておりますので、ぜひひとつ、教育委員会の方からもそういう事業計画を出して、充実するために努力をお願いしたいということを要望

しておきます。

次に、2点目の質問に入りたいと思います。

住宅リフォーム助成制度の創設についてでございます。

前の議会の一般質問でもこの問題について質問しました。この制度の趣旨は、瑞穂市の地域経済を活性化させる。その目的を達成するために、住民の方が住宅を改造するときその一部を助成する、そういう制度を創設したらどうかということを提起いたしました。

全国的にも、また県内でも実施がされております。最近では本巣市がこの6月議会で助成制度をつくるということで予算措置をしたというようなことを聞いております。

これはなぜ活性化するかといいますと、住宅建設というのはいろいろな資材が使われます。その資材が購入され、物が動く。それによって経済が活性化する。さらにまた、住宅建設に伴う職人さんの雇用の拡大という点で、活性化をするということが言えると思います。

県の方も検討課題になっておるようでございますし、最近の新聞によりますと、三重県が耐震の工事に伴う住宅リフォームの助成をということで予算化をしたことが報道されております。

4月の市長選挙の堀市長のマニフェストにも、住宅リフォーム助成制度について検討するというふうに公約をされてございます。具体的にどのように検討され、またいつごろまでに結論を出して、実施という方向に持っていかれるつもりかどうか、市長の見解をお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問のリフォーム助成制度につきましては、昨年11月24日、岐阜北民商瑞穂支部から請願が出ております。それで、昨年12月、それからことしの2月、昨日の6月議会の産業建設常任委員会でも御審議をいただいているところでございます。産業建設常任委員会の中では他市の事例を調査研究しながら検討してまいりました。昨年11月の時点では、県内で実施しているところは可児市と飛騨市の2市でしたが、ことしの4月時点では、美濃加茂市、郡上市、羽島市が新たに実施をしております。先ほど本巣市がこの6月議会で計上したという話ですが、うちの調査の中では、県内21市のうち5市が実施をされております。

この制度の趣旨としましては、先ほど言われましたように、市内の住宅関連事業者の振興とあわせて地域経済の活性化を図るという目的で行っております。特定の事業者を相手としたこの制度による経済波及効果が限定的にならないか、市内の住宅関連事業者の振興にどの程度つながるかがはっきりしない中で、引き続き県内市町村の状況を見ている状況でございます。

市内には、商工会885社のうち204社が土木も含めまして住宅関連の業者となっておりますが、こういうところも判断しながら、今、特に市内の業者から要望が出ている状況ではございませんので、引き続き検討している状況でございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ただいまの部長の答弁は、請願に対する産業建設常任委員会での審議の経過ということでの答弁がなされました。

私は、マニフェストに公約として掲げられた市長の腹づもり、見解をお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方から小寺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私のセカンドステージのマニフェストの五つの柱の中の、活力ある瑞穂市をつくり出すの21項目の最後に、市内企業、そして商工業の活性化の推進をしますと、こういうふうに掲げさせていただいておる。なぜこういうことを掲げさせていただきましたかということ、御案内のとおり、日本の経済、バブルがはじけまして、これはもう平成の初めでございますが、それから十数年、失われた十数年。ようやく失われた経済がよみがえってきたところで、3年前に、御案内のようにリーマンショックでまた大きく落ち込んだところでございます。そのリーマンショックからも立ち上がりまして、ことしあたりは本当に後半期には相当経済もよくなるんじゃないか、こういう予想も年初にはされておったところでございます。ところが、3・11の東日本大震災によりまして、本当に東北地方だけでなく、日本の経済に大きく響いておりまして、本当に今、経済が低迷しておることは御案内のとおりでございます。

その中におきまして、ある団体からこの住宅リフォームの請願も出てまいりました。ちょうど私、この選挙に関係するところでございまして、私は、どこから出ようとも、いいことは十分に検討してみたい、こういうところから取り上げさせていただきまして、マニフェストに掲げたところでございます。今、部長の方からお答えをさせていただきました。産業建設委員会の方でたび重なる審議をいただいておりますが、まだ継続でございます。私も、この問題につきましてはマニフェストに掲げておりますので、この事業効果は大きくあると思います。はっきり申し上げまして住宅のリフォーム、いろんな業種に関係があるわけでございます。御指摘がありましたとおりでございますので、これは前向きに早く検討したい。

もう既に五つ、六つの市町が取り組んでおります。先ほどもありました県においても考えておるところもでございます。耐震も含めまして、やはり住民の皆さんの生活の環境が整備され、そして安全・安心な、そういったことが整備されれば、市としましても、商工業の姿勢も考えますと前向きに早く取り組みたいと、このように思っております。できれば9月の議会あたりにも提案ができれば出させていただきたいと、このように考えておるところでございますので、そのことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ただいまの市長の答弁は、このリフォーム制度は、非常に瑞穂市の経済活性化に役立つということで、前向きに検討する。できれば9月の議会に提案をしたいという表明がございました。ぜひひとつそのような方向で検討され、具体化をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 議事の都合により、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時02分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

公明党、若井千尋君の発言を許します。

12番（若井千尋君） 議席番号12番、公明党の若井千尋です。

星川議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

本年3月11日に東日本大震災が発生し、地震や津波によりたくさんのとうとい命が奪われ、そして大切な財産が失われ、さらに放射能流出により、いまだに多くの方がたくさん苦しんでおられます。

私自身、同じ日本人として、国の復興に対し、小さなことではありますが全力で頑張っております。

私たちが住む瑞穂市は、津波や放射能流出という被害は皆無に等しいと言えますが、地震や河川のはんらん、また堤防の決壊ということに関しては避けては通れない問題です。現状の瑞穂市を考えてみますと、災害等における避難場所などは設けられておりますが、実際に災害が発生した場合にはさまざまなことが考えられます。

今回、私が執行部に確認する防災については、ほかの議員さんも非常に関心の高いところがあります。午前中の新生クラブさんを初め、今議会は複数の方が同様の質問をされます。

私が今回、一番に問題意識を持ち、大切だと考えるのは、市と地域と、そして住民、この三つの関係がいかに強固な信頼関係を持てるか、また築き上げられるのか。このことにきちんと焦点を当てて、しっかりとした裏づけのある自助・互助・協働の形を目指すこと。言葉だけではなく、住民・市民の不安を少しでも取り除き、さらには安心へと導ける。当然のことですが、このことは、行政としてなさねばならない最大の仕事であります。この観点から、特に地域の防災について、幾つかの質問をさせていただきます。

以下は質問席より質問させていただきます。

3・11東日本大震災を我が市の教訓とさせていただく上において、地震によって起こり得る

災害は、家屋の倒壊、火災の発生、交通の麻痺などが考えられ、堤防の決壊や河川のはんらんについては、災害発生の時期と規模にもよりますが、特に瑞穂市の場合は、堤防の決壊や河川のはんらんが地形的に起こり得る確率が高いのと、それに比例して被害も拡大すると考えられます。家屋の倒壊や家屋への浸水が発生した場合、現状の避難場所は収容人数が満足できるのか、また食料はどの程度確保できるのか、万が一に備えて医者はどうするのか、トイレの確保はどうか、そもそも現場では一体だれが指揮をとるのか。ほかの地域との連携はどうするのかなどなど心配は尽きません。

とはいえ、完璧な体制や完璧な備えが一朝一夕にできるはずもありません。災害の規模や内容に応じて、事前にシミュレーションをし、自分たちの住んでいる地域の弱点を徹底的に知っておくこと。このことが本当に大切であり、必要なことだと考えまして、何点か御質問します。

初めに、現在、市で災害が起きた場合、避難勧告方法や発令方法等に明確な決まりはありますか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、災害の避難勧告といたしますと、まず水害でございます。水害につきましては、昨年度、避難勧告等の判断・伝達マニュアルというのができております。このマニュアルにつきましては、市のホームページに掲載をさせていただいていると同時に、先般、議員の皆さん方にも御配付をさせていただきました。また、市民の方には、6月号の広報で簡単なページ、9ページにつくってございます。

水害の場合は、この瑞穂市では、揖斐川、根尾川、長良川という大きな川がございます。そして、それぞれに観測所が置いてございます。揖斐川につきましては揖斐川町の岡島、大垣市の万石、そして根尾川は本巣市の山口、長良川は岐阜市の忠節、大垣市の墨俣と、こうしたところに観測所がございまして、洪水注意報、洪水警報というのが発令をされます。

そうした警報等が発令された後でございますけれども、警報等はある一定のメーター数になりましたら出ますので、私どもはすぐ市役所の方に駆けつけて、それぞれ情報を得るといいう仕事に入るわけでございますが、一般的に避難勧告といたしますと、避難準備情報、そしてから避難勧告、避難指示ということでございます。私たちも役所に入ってから一回もそうしたことがないので、いざとなったときに本当に大丈夫かなと思ったりもしますけれども、基本的には避難準備情報といたしますのは、高齢の方とか障がいのある方はこの情報を流した時点から避難をしてくださいよと。一般の方もそうした準備に入ってくださいよということでございます。

河川の水位でははんらん注意水位というのがございますので、はんらん注意水位に達し、さらにふえていくと予想される場合には避難準備情報を流すということになっております。

また、避難勧告につきましては、避難のはんらん水位というのがまたございまして、川等では、漏水等、破堤につながるおそれがあると判断した場合には避難勧告ということでござい

す。

もう一つの避難指示になりますと、堤防の亀裂、破堤、水がこぼれ落ちる、越水等を確認される予想がある場合には避難指示ということになるかと思えます。

それで、私ども、今現在は河川の情報等はすべてインターネット等で見ることはできますし、国・県からも情報が来ます。また、今、一般の方でもインターネットの画面から、先ほど言いました観測所の状況というのは一瞬に見ることができます。私どものホームページに防災というのがありますから、そこから河川情報を見ていただきますと、先ほど言った観測所の水位が今のくらいあるかと。今後、どういうふうになってくるかというのが刻々とわかるようになっておりますので、私たちのおじいさんたちは川へ見に行き、気をつけよよと言われたんですけれども、今現在は、おおむね刻々とカメラのデータで、今どういう状況であるかということがわかりますので、もしうちでごらんになれるようでしたら、瑞穂市のホームページから防災、河川情報へ入っていただければ、それが瞬時にわかるということです。本当に水がふえてくれば、河川を見に行くということは非常に危険なことです、ぜひまたそうしたのも一遍見ていただきたいと思えます。

そして、地震につきましては、これこそどうしようもないと。気象庁の方が、もし観測データに異常があって、起こりそうであるという場合は、地震予知情報、並びに警戒宣言等が出されますけれども、基本的にはテレビ・ラジオから正確な情報を得ていただくしかないのかなと思っております。万が一の場合の私どもの伝達方法としては、防災行政無線、そして防災ラジオ。防災ラジオでございますが、こちらは二つの機能を持っております。一つは、防災行政無線で電波を流した、その電波でしゃべった事柄をそのまま聞くことができます。また、FM 78.5メガヘルツに合わせておいていただければ、いざとなったときには私どもの方からこの電波を通じて情報を流させていただくということかできます。

あとはサイレンとかテレビとかラジオということになりますけれども、最終的には防災行政無線、そして自治会長さん方に伝達をするという格好になるかなと思っております。

ということで、一応避難勧告、避難指示等のマニュアルはできておりますが、できるだけこのマニュアルに沿ってということではなくして、人的にいろいろな情報をかき集めがてら、万が一に備えたいと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、本当に総務部長の御答弁を伺っていて、正直言ってびっくりするのが本音でございます。要するにホームページで流してあると。ホームページって、一体どれだけの方が見ていらっしゃるのか、瞬時に見れるのかという疑問がまずございます。

指示があつたり、また準備情報があつたり、勧告があつたり、いろいろ順番はあろうかと思

いますが、途中で出てきた行政無線、また防災ラジオ、本当に市で防災ラジオってどれだけのものが普及しているのかということも心配になりますし、また行政無線に関しては、本当に最近うちが建って、正確な情報が聞こえないという声も聞きますし、また前より聞きづらくなったという声も聞きます。現実、私の住んでいるところはもう全く聞こえませんというのが現状でございます。

そういった状況を、今るる総務部長からお話がありましたけれども、市全体の実態をまずつかんでおられるのかということをお聞きしながら、もしつかんでおられれば、早急に改善の余地があるというふうに思いますが、どのようにお考えでございましょうか。例えばいつまでとかですね。よろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災行政無線につきましては、これで2年ほどになりますけど、個数をふやして整備をしておりますけれども、最終的には、やはり建物がどんどん建ってきますし、建ってくることによって随分変わってくる場合があります。どうしても聞けないところはマスト等のスピーカーをふやすとか、いろんな方法もあろうかと思っておりますので、どうしても聞きづらいところとなりますと、そうした増設等もまた検討していかなくちゃなんかなと思っております。

ただ、確かに防災行政無線は雨が降っておるときに大丈夫かということでございますけれども、やはりできるだけ聞こうとしていただいて聞くしかないのかなというのが本音でございます。また、いろんな情報がございましたら、教えていただければと思っております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） きのう、実は総務委員会をやっておりまして、本当に早口でしゃべれとか、もっとゆっくりしゃべれとか、そういったものも出て、街並みによってはぼやんぼやんと聞こえたり、いろいろ条件があるかと思えます。今、総務部長がおっしゃること、よくわかりますが、本当にこういうことをしっかりみんなで検討し合ってやっていかないと、先ほどから言っておるように、マニュアルがつくってあるから大丈夫だとか、そういった問題ではなくて、有事の際に本当に人を安心して避難場所に導けるかとか、そういう行動、動いていただくかということが一番大事かと思えますので、ちょっとくどくなりましたけどお願いをしておきます。

次に、各地域における防災訓練のあり方についてお聞きします。

毎年、瑞穂市の企画として防災訓練及び消防訓練などが行われており、各地域においても自主防災訓練が行われております。しかしながら、各地域での自主防災訓練は、大変に失礼な言い方ではあります、その大半が素人の集団であり、訓練の内容や呼びかけに対しては、市は

地域任せになっており、防災に関しての意識向上や統一性に欠ける部分が多いと感じています。防災だけに限らず、日ごろ自治会に関して高い意識を持たれているリーダーが存在されている地域では、地域で考えた内容に沿った形で消防署等にも相談をされているようですが、そのような意識の高い地域でも、役員さんは毎年訓練の内容等に苦慮されているというふうに伺いました。

理想とするのは、市などから提示された基本方針や内容に基づいて事前の講習や訓練に対する指導などが行われ、その統一された考え方の中で、各地域の地形や特性に合った自主防災訓練を行えば、より充実した防災訓練にも発展していくと考えますが、市としての指導や講習のあり方についてのお考えを聞かせてください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、まず防災訓練の考え方の前に、今現在の防災訓練の訓練状況をちょっとお知らせいたします。

平成22年度の状況では、37の自治会で38.5%、約4割の自治会が自主防災訓練をやっておられるということです。ただ、これらについても、消防署とか消防団が実際は訓練に参加をしておるわけでございますけれども、いろんな自治会がありまして、今言われるように、自分たちでいろんな企画もし、自分たちで先生などできるところから、ただただ集まって、消防ホースを伸ばしてという程度の防災訓練まで、いろいろあるようでございます。

また、私どもは、平成21年度には西小校区、昨年度は穂積小校区、今年度は中小校区で実施しておるわけですけれども、校区で防災訓練を実施するというところにまだまだなれておりません。現実には、岐阜市さんでいきますと、大体夏の8月から9月、10月、11月ぐらいで、ほぼ全校区が実施されますし、大垣市さん、各務原市さん、羽島市さん等であれば、8月の終わり、9月の最初に全校区で地元の消防団を初め、いろいろな各団体の役員さん等が中心になって、それぞれが先生役をやりながら、自分たちで企画立案されて、防災訓練が自主的に行われているというところまで来ておるようでございますが、まだまだ私どもの市では、今言われたように、もう一つ自治会に任せ切りではないかなというところが多少あるかと思います。

消防業務につきましては岐阜市消防にお願いしておるところでございますので、話を聞いておる限りでは岐阜市も昔はこのような状況であって、校区が自主的というところまではなかなかいかなかったそうでございますけれども、そうしたノウハウは十分持っておりますし、また私どもの消防団も、どうしても消防団といいますと、防災訓練とか予防という前に火を消すことに力が入っている部分が多少あるかと思っておりますので、今までの、自主防災組織をつくって、そして簡単な初期消火訓練をやるという自治会中心の防災訓練、これもまた非常に大事なことだと思いますけれども、また大きな地震等を考えて、校区ごとの防災訓練というものも順番にやっていきたいと思っております。

その際の指導者というものは、できる限り消防署で2回か3回講習を受けて、消防団の幹部職員とか、地元の人たちで役目を決めた人が自分たちで指導ができるぐらいの、そうした防災訓練ができるのはいいなと思っておりますけれども、そうしたことを目安に、毎年校区ごとの防災訓練にはそのような考え方を、少しずつレベルアップをしていくように考えておるところでございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 早瀬部長、本当に優秀な方ですから、御答弁いただければいただくほど、すごく安心してしまいそうな部分なんですけど、実際はその中身はと思うんです。こうして、こうだったらいいなとか、こうだったらどうだとかという話が、もう本当に大震災以降、いつまでもそんなことを言葉だけ羅列していても、実際に災害に遭ったときにどうなのかということを実際になって考えていくということが、考えておられるんですけども、本当に絵にかいたような部分では有事のときにすごく逆に不安になるということを感じますので、一生懸命お互いもっと知恵を出しながらやっていかなければというふうに感じます。

各地域の防災訓練のパーセントも拾っておられますけど、やっぱり4割ぐらいだということもつかんでおられますし、さらには、内容に苦慮しておられるわけですから、やっぱり市として、瑞穂市のいろいろ特徴のある地形という話をしましたけど、やはり同じなわけじゃないものですから、そういうことも市として基本方針を打ち出す時期がもう来ているのではないかなというふうに感じますので、その点もつけ加えさせていただきます。

次に、市民に対しての防災意識の高揚の推進方法について伺いますが、現在、瑞穂市に関するハザードマップは各家庭に配布されています。我がまちはまだまだしばらくは人口がふえ、世帯もふえていくと考えられます。それがゆえに、本議会では消防費としてハザードマップ作成に850万が議案として計上されています。しかし、実際のところはどうなのでしょう。関心を持っている人はどれくらいおられるのか。私の見聞きするところでは、ハザードマップへの関心は決して高いものではございません。しかし、ハザードマップの全戸配布は、当然防災意識を高く持たせるための方法としては必要不可欠であると考えております。しかし、問題は、配布しただけで、その活用等については何の指導もないのに等しいのではないのでしょうか。ハザードマップ等の配布と同時に、防災訓練や防災意識の必要性も含めて、推進方法を考えていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今言われたハザードマップですが、平成20年に作成したものでございます。実は5月号の、先ほどの広報ではございませんけれども、市の主な災害への取り組みというところで、ハザードマップとか、防災ラジオの情報を流したところ、5月の1日、連休

の最中に急にお客さんがふえまして、何でかといったら、ラジオが欲しいとか、マップが欲しいということで、実を言いますと現在切らしてしまったと。防災ラジオにつきましては、現在予約を受けておりまして、60台の予約を今承っておりという状況で、作製に当たっておるわけですが、8月のお盆過ぎには入荷できるという状況になっております。

そして、今回、このハザードマップにつきましては、水害については、9・12を初め、伊勢湾台風等を含めた100年に1度の想定で入っていますので、そんなに大きな変わりはないと思っておりますが、地震については、今、東海とか東南海とか言われておりますけれども、そうしたデータは多分発生確率も高くなっておるでしょうし、そして、複合型となりますと、もう少し大きなものが想定されるのかわかりませんが、そうした想定をも見直しまして、今年度、ハザードマップを作成し直そうかと思っております。また、その作成したのにつきまちは各家庭に配布をさせていただいて、そしてまた今言われたように、確かにハザードマップを配って、その活用方法をしっかりしたかということと言われるわけですが、そのあたりは、できる限り自治会とか、校区を通じて、またいろんなPRに行きたいと思っております。多分自治会等につきましては、後ほどまた御質問があらうかと思っておりますので、その中で触れさせていただこうと思っておりますけれども、それで、今年度ですけれども、自治会長さんの研修会を8月30日に予定しております。災害時の自治会の役割ということで、今、テレビでおなじみの栗田さんに講師をしていただいて、そのような研修会も計画しております。

そして、自主防災組織ですね。各自治会で災害が起こったときにどうするんだという組織をつくってくださいよということをいつも自治会長会議でお願いしておるわけですが、今年度に限っては、もう既に十幾つの自治会長さんが、見直したいからといって御相談に来ておられますので、私どももその助言をさせていただいておるところでございます。

そして、本田校区では、先般自治会長さんが一堂に集まって、災害に関する事、そしてごみに関する事の話し合いができる場をつくっていただきました。やはり今まで、どうしても私ども、自治会長さんに連絡をするだけということでしたけれども、そうでなくて、みずからいろんな話し合いをして、問題点を探り合っていていただいて、その中から一步一步、自治会長さんがまた地域の皆さんにということを進めていければと思いますので、校区でのそうした活動もうまくやっていけるように考えておるところでございます。

6月の中旬には牛牧校区の自治会長さんも一堂に集まっていたらよいのでございますので、その際には、災害の勉強会、そしてごみの勉強会、コミュニティセンター等の活用などを含めて、いろんな意見を戦わせると。市役所が一方的にいろんな連絡をするということではなくして、いろんな御意見を承り、またいろんなものを自分たちで考えるという体制に少し切りかえていかないと、先ほど言われるような防災訓練も自分たちの防災訓練になかなかならないという格好になっておりますので、そのあたりから少し切り込みをしていきたいと思っておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 防災ラジオとか、マップの需要は、あの震災以降当たり前のことだと思ひます。本当にそれだけ住民・市民の方が危機感を感じておられるということのあらわれではないかなというふうに思ひますし、ハザードマップというのは、災害のときに役に立つのではなくて、日ごろの備えのために役に立つものであって、市民の皆さんの税金で作成してあるものですから、市民の方が無料で市からもらっておるものやというふうな理解をされないためにも、その活用方法が当然重要になってくるのではないかなというふうに思ひます。

そういう意味では、今、話があったように、災害というのは当然いつ起こるか分からないものでござひます。本当に真夏の暑い盛りなのか、あるいはまた冬の寒いときなのか、えてして災害というのは意地の悪いもので、人間が一番苦慮するような時期であるとか、また時間帯に起こりやすいものであるということも思はれると思ひます。

避難場所でも、真冬の寒い中で、公園や駐車場での避難というのは非常に大変だと思はれますし、また逆に、夏の暑い盛りのときは日射病なんかも含めて、2次災害が起きないとも限らないと思ひます。ありとあらゆる事態を想定し、今、何をし、これから何をすべきかをしっかりと考え、避難場所などの見直しやその対策を行う必要があるのではないのでしょうか。

そこで、私は、瑞穂市としても、災害図上訓練、いわゆるDIGなどの訓練を再度地域に呼びかけ、指導し、実施後、地域から見た問題点や要望事項などが吸い上がってくる方法が一番よいのではないかと思ひますが、この災害図上訓練（DIG）の取り入れをどう思はれますか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、災害図上訓練（DIG）ということですが、実を言ひますと、これは地域の皆さんが御自分のところの地図を広げて、危険なものがどこにあるのかとか、どういう問題があるとか、そういうものを図上、地図の中に落とし込みがてら、皆さんが話し合つて、今後どうしたらいいかという検討をするのがDIGでござひます。災害、ディザスターのDでござひます。どんな想定が得られるかというのが想像力、イマジネーションのI、そしてゲーム、本当はゲームであつてはあかんのですけれども、そういうところでDIGという言葉が使われております。

この市内でも、古橋南自治会とか、馬場東などは図上訓練のDIGを何回かやってみえて、御自分たちで、自分たちの地域のどういうところが危ないんだ。災害のとき、地震のとき、水害のとき、避難経路をどうしたらいいんだと。そういうことを自分たちの自治会の中で一生懸命訓練しておられます。これらの指導については、当然岐阜市消防も十分できる能力を持っておりますので、こうしたことになると、各自治会ぐらいの中で一つ一つということござ

いますが、まずもって、各自治会におかれましては防災に関する組織を一回つくっていただいた方がいいのかなと。そうした中で、やっぱり防災の担当の人たちがまずD I Gの研修を受けていただくと。そんなようなシナリオを考えております。

一昨年の自治会長会議では災害図上訓練（D I G）の研修会を実施しておりますので、これについて取り入れるのが最終的には一番いいと思っておりますので、そこら辺についても、今後どのようにして進めるかも検討していきたいと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 先ほど総務部長、ストックヤードの栗田さんですかね。私も前お会いしましたが、個人的には防災士という資格を取りに行きました。非常に厳しい先生でございますし、自治会長さんが本当に来てやったぞという感覚で行かれると、そういったものではないなということを感じます。自治会長さんがどうこうという話ではないんですけども、やはりそれだけ常に全国の災害の現場の先頭に立たれて、災害に対しての力を出しておられる方ですから、そういうことを今、総務部長がおっしゃった、防災訓練をやっている地域も4割ぐらいである。また、地域の弱点を知っておくということに関心を持ってやっておられる自治会も1カ所か2カ所ということであるならば、先ほどからお話ししておるように、本当に市がその辺の基本方針というか、どんどんどんどんそういう情報を各自治会、地域に流すことを進めてあげていただいて、事前に地域の弱点を住民さんが知っておかれるということが災害のときに役に立つのではないかなというふうに思います。

同じようなことですが、事前のシミュレーションを行うことによって、避難場所が各地域で確保されているか、地域住民の人数に対して、避難施設がその住民を収納できる容積を持っているのかなどなど、いろんなデータがそこで出てくるかというふうに思います。その上で、今後どのような施設や避難場所の増設を行ったらよいかという検討資料にもなっていくということで、そういうことを把握する上においても非常に必要なことだと考えます。

そこから出てくるデータというのは、本当にまさに市民の声であり、市民協働参画ではないかなということを感じますので、ぜひその図上災害訓練（D I G）を推奨していただければというふうに思います。

あと、同じように、避難場所の開設に関する問題点ということで、次の質問に移りますが、日本全土において多くの避難場所に小学校が設定されていると思います。さきの震災において、被災されたその多くの方々が学校の体育館へ避難。そして、そこでの生活を余儀なくされ、仮設住宅への移転も思うようにははかどらないまま、3ヵ月以上が経過した今なお、多くの方が体育館などでの生活を強いられておられます。その結果、子供たちの教育が後回しにされ、また高齢者や障がい者の方々の対応についても統一性があつたとは決して思えません。このよう

な事態に、ただただ批判をする人はたくさんいますが、結果だけを見て批判するのはだれにでもできることでありますし、これ以上無責任なことはないというふうに思います。

私たちは当然評論家ではありませんし、評論家である前に、このような社会構築を生み出したのはまず自分たちであるということを第一に反省しなければならないのではないのでしょうか。いつ起きてもおかしくない災害に備え、高齢者や要介護者、また小さな子供たち、いわゆる災害弱者の人たちが気を使い、肩身の狭い思いをされることなく、さらに教育現場がなおざりにならないような避難場所の設定。長良川の決壊や、さきの大震災の教訓を生かし、我がまちは事水害に関しては細心の注意を払わなければなりません。であるならば、今こそ避難場所を安易に学校頼りにするのではなく、将来の子供たちにも喜ばれるような、安心・安全の瑞穂市にするためにも、避難場所の設定を含み、我がまちは、市長も言っておられましたけど、水害に強いまちだと市民の方に言っていたようなソフト面、ハード面の両面でしっかり計画を立てて進めていくべきと考えますが、先ほど言ったように一朝一夕にできることではありませんが、そういうことも含めて、避難場所というものの考え方についてお考えを伺います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 避難場所、避難所ということで、言葉をどこまで使い分けるかということでございますけれども、大きく分けまして、水害と地震がございます。避難所となれば、やっぱり体育館、公共施設等が中心でございますして、公共系の建物に寝泊まりをするという格好になってこようと思いますし、地震等で火災等が発生したということになりますと、運動場等でも十分できるよということになりますと、避難場所ということになるかと思っておりますけれども、今回の災害でもよくわかったと思っておりますけれども、避難所での生活をするということが長くなってくると、今の状態でなかなか一般の人が避難所へ閉じ込めるわけではないということで、避難所や避難場所の環境というものを考えますと、今までの施設をそのまま使うんだよということではいけるかどうかということもよく検討しなくちゃならんだろうと思っております。

ただし、思いますのは、私どもの洪水、また皆さんお帰りになって見られますと、ほとんどが真っ青でございます。残念なことに瑞穂市の場合は、万が一大きな堤防が破堤すれば2メートルから5メートルの水位が来てしまって、床上浸水というのがかなり大きいかと思っておりますけれども、今回のような津波がもしなければ、2階建てのおうちであれば、よほど破堤する場所から近いところでなければ、おうちが倒れるとかということは多分ないと思います。それも一概に言えませんけれども。地震になりますと、液状化現象というのはどうしてもやむを得ないと思っておりますけれども、この液状化現象もどこまでというのはなかなか想定しにくいと思っております。今の新しいおうちですと、ほとんどが地盤調査をして、コンクリートを詰め込んでということで、かなり頑丈なことになっております。今回の震災でも、5強とか6弱であってもほとんどのおうちが思ったほど倒れなかったということでございます。ですので、地震とか、水害があ

って、すぐ避難所かという前に、多分地域の自治会の集会所とかお寺とかということで、一時的に集まっていたいで、さて今後どうするんだという判断もまた必要になるかと思えますけれども、基本的に今までの避難所とか避難場所という考え方でいいか悪いかも含めて、十分検討するところに来ておるだろうと、そんなふうには思っておりますので、よろしく願います。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 本当に今おっしゃったように、ハザードマップを見ると、水害の方はもう真っ青でありますし、地震マップを見ると、液状化現象で真っ赤かになる。本当にすごいまち、危険が予想されるなと思えます。本当に今回、そういう意味も含めて、排水ポンプ場なんかの整備にも当たられるということは重々認識しておりますが、これはあくまでもハードの部分でございます。私が今回一番お伝えしたいのは、人と人の部分かなというふうに御理解していただければと思いながら、先ほど、さきに総務部長に御答弁いただいた形になりますけれども、そういったことも含めて、市と自治会のあり方について質問させていただきます。

御存じのように、自治会というのは、地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、地域の人々が触れ合い、話し合う場でもあります。他人任せでなく、お互いが協力し合い、さまざまな活動に参加し、自分のできることや得意なことを通じて、楽しさや心の触れ合いを発見する場でもあります。地域では、ごみなどの環境問題から、交通安全、青少年の非行防止、道路や公園などの環境整備、地域防災や防犯など、さまざまな課題があります。このような課題は個人や家庭だけではなかなか解決することができません。やはり地域の住民が力を合わせなければ解決できないことが数多くあります。自治会では、地域のいろいろな要望や意見を取り上げて、それについて十分話し合い、利害を調整し、地域全体の共通課題として認識を高め、解決していこうとすることが大切です。そして、その過程の中で行政と深くかかわりを持つことがあります。また一方で、行政も地域の住民にとって何が必要なかを考える中で、自治会との有機的な連携が必要となります。言い換えれば、地域において行政サービスと住民の活動がそれぞれの役割を認識し、協力し合うことが真の自治の姿であると言えます。

しかし、現実には、自治会と行政との認識にずれがあるのではないのでしょうか。行政は、住民要求の代表である自治会長の本一化を図ることによって要求の選別調整ができるため、現状の自治会というものは行政にとってまことに都合のよい機関になっていると思えます。現に自治会長を通しての要求は市への通りがよいことも事実でありますし、自治会長との合意は、行政施策の受け皿ともなるため、行政もいかにして自治会長との合意を得るかということが大きなかぎとなっていることも事実ではないのでしょうか。

以上の観点から、自治会が自治会たる目的や方針、そのことにまつわる課題や連携のあり方を再度見直し、行政とのかかわり方や認識を高めなくてはいけないと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 瑞穂市は現在97の自治会がございます。小さい自治会でありますと二十数世帯、大きいところは500世帯を超えるという大きな開きがございます。また、地域の環境も、農業が中心の地域、そして工場ばかりあるところ、アパートばかりのところ、また高齢化率がかなり進んでいるところもあれば、若い人ばかりの自治会と、いろいろさまざまでございます。

そして、今御指摘のあったように、市が自治会長さんをお願いする一方でというスタイルがずうっと続いているということも事実でございます。私ども、自治会長さんを全員呼びするのはおおむね年3回でございます。1回が研修会、そして5月で総会、12月で連絡会ということで、大体3回程度しかございません。そして、97の自治会になりますと、私どもから一方的をお願いするのが主になってしまいまして、十分な話し合いができているわけではございません。

平成の合併以前の大きな市町村の状況をずうっとお伺いしてきますと、岐阜市や大垣市、本当に多くの市町村が校区の代表者が毎月1回ぐらい集まって、それぞれの校区のいろいろな問題点、そして市からの連絡事項について、自分のまちはどうするんだということを、校区の連合会長さんみずからが考えて、またそれをそれぞれの校区へ持ち帰って自治会長さんと話し合うというスタイルがすべての大きな歴史のある市はできています。私どもみたいに合併したところとか、山間部の方へ行きますと、どうしても自治会が中心でということで今までまいってきております。また、自治会におかれても、特に瑞穂市の場合は一気に人がふえていますので、多分自治会の中できちんと話し合いができていますよ。月1回広報を配るときにみんな集まって、連絡事項をやって、あははおほほと話し合って、問題点とか課題を話し合ってみえる自治会もあるかと思いますが、ほとんど配布物を配るだけという自治会もあるというふうに聞いております。そういう点では、話し合うということはほとんどない自治会が多いのではないかなと、私ども思っております。

そうすれば、どうするんだということで、実を言いますと、今年度から、自治会長さんの理事さんの中で、代表、副代表という方を決めてもらいました。そうした方が中心になって、各校区で一回問題点を話し合ってくださいよと。そのようなスタイルをとらせていただきまして、先ほどちょっと御紹介させていただいたように、本田とか牛牧の方はそういうスタイルになっています。ほかのところはどうかということでございますが、巢南地区等の状況を見てみますと、自治会の総会とか役員会を開いた後、すぐ全員が集まってみえて、いろんな話し合いが

できておる状況だと私の方は考えております。また、生津地区につきましても、たくさんの自治会があるわけではございませんので、そうした話し合いがすぐ持てるような校区だと考えております。穂積校区につきましては、別府と穂積という大きなところが二つがち合っていますので、いろんなケースによって穂積と別府が一緒になって話し合う。また、場合によっては別府と穂積と別々にとか、そういう工夫をしがてら、地域の課題を見つけて、地域の課題をどうするんだということを、市役所も含めて、私たちも今までほとんどが地域へ出ていっていませんけれども、もっともっと地域へ出ていって皆さんと話し合う場もつくりがてら、そうした話し合いをやっていただくということが大事ではないかなと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） その都度その都度、一歩進んだような答弁をいただいておりますというふうに認識しております。

要するに真の自治会のあり方、人、地域のあり方を、今、総務部長おっしゃるようにしっかり話し合って、また住民の目からも、本当に地域とは、また自治会、市とはどういうものかということをお互いが都合のいいようなやりとりだけではなくて、真の姿を求めていただかなければならないというふうに思います。

次に、地域コミュニティセンターに関する質問に移ります。

名称は別としましても、私たちが活用している地域住民のコミュニケーションや瑞穂市と各地域住民とのパイプ役を担う我々議員や自治会役員等の交流を図る場所、これが公民館だとか、集会所だというふうに言われますが、そして、コミュニティセンター的なものが市内各地に点在しております。しかし、考え方が異なるのか、旧穂積町と旧巢南町との取り扱いが全く違うように感じております。

旧穂積町に関しては、市民の税金によって土地も建物も、地域住民の負担は皆無に近い状態で建てられていますが、旧巢南町においては、補助金40%、最高1,000万は保障されているものの、いまだに各家庭からの負担金が必要不可欠となっております。同じ瑞穂市に住み、使用用途も目的もほとんど同じながら、なぜ待遇が違うのか全く理解ができません。今後、防災という観点から考えても、小学校区、あるいは各地域内でも考え合わせながら、地域コミュニティセンター等の建設も考えていただき、旧巢南地域においては、建物の増強、新築等において瑞穂市負担ということも視野に入れていただきながら、今後必要な計画を盛り込んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、コミュニティセンターというお話でございました。題材をいた

だいたときに、さてどんなお考えをお持ちでしょうかということで聞いておらない部分がありますけれども、実を言いますと、コミュニティセンター、名前は耳ざわりはいいわけですが、各集会所をコミュニティセンターと使っておられるところもあります。

また、岐阜市へ行きますと、岐阜市の場合は、私どもで言う各自治会に集会所がございます。校区に1カ所、公民館がございます。これは社会教育法、公民館法に基づく、私どもでいくと市民センターとか、巣南の公民館でございますが、各校区に公民館がございます。これは小学校の公民館の1階とか、中学校の隣ぐらいにございます。そして、校区が七つか八つ集まってブロックができておって、コミュニティセンターと言われております。この近くでは市橋校区に南部のコミュニティセンターがあろうかと思えます。

また、お隣の大垣市へ行きますと各自治会に集会所がございます。そして、各校区に地区センターという格好になっております。そういう点では大垣市も岐阜市もよく似たところがあるかなと思っております。

そして、瑞穂市でございますが、実を言いますと、巣南地区は、今言われたような補助金、また、あした、補助金の額についてお話がありますので、あまり詳しいことは今回は述べさせていただきますが、補助金をいただかれて各自治会に公民館があるということでございます。その割合が穂積町と巣南町で少し違うだけでありまして、穂積町はもともと3分の1ということで限度額はございませんでした。牛牧や本田の場合は、大体が公民館、集会所を持っておられますけれども、穂積地区についてはどちらかというとお寺が多かったこととか、公共施設が近くにあったということで、穂積地区はきちんと整備されていないところがあろうかと思っております。そうした中で、完璧にできておるかといいますと、結構土地などは借地というのもまだまだあるようでございます。

そして、牛牧とか本田のコミュニティセンターも一番もとはといいますと、自治会の集会所がないとか、将来的に集会所が建てかえられるかどうかというところで、そんなところから牛牧や本田のコミュニティセンターもできておるかなというふうに思っております。

それで、今言われたように巣南の方の方だけが自分たちが出しておるよじゃなくて、穂積の方も補助金の額が違うだけでありまして、1軒当たり何十万と出しているのは全然変わりはございません。

ただ、コミュニティセンターとなりますと、ある程度もう少し大きな範囲で、穂積の方は牛牧とか本田に校区の一つぐらいという格好で皆さんの集まりができたらなあ。将来、集会所が建てかえることができるかどうかということですね。そこら辺も含めてということで、コミュニティセンターはおおむね穂積の方では校区の一つぐらいつくったらどうだと。どちらかといいますと、大垣市や岐阜市の状況を把握して、それを目指してきたところがございます。

本来、自治会の集会所を建てられるようでありましたら、地縁団体という法人格を持ってい

ただ、土地と建物を各自治会がきちんと持っているというのが基本かと思っております。地縁団体をきちんと持つておられるのは、巢南地区で5自治会、穂積地区で一つの自治会がございます。地域の中で、どうしてもそうした集会所を持ちたいということであれば、こうした法人格を取得していただいて、土地と建物をきちんと自治会ごととなりますと、どうしてもまた補助金等をいただいたとしても、1軒当たりでの持ち出しというのは結構な額になってこようかと思っておりますので、先ほど言われたように、巢南だけがということは多分なくて、穂積の方も皆さん、昔の方は10万、15万、20万というお金を出してみえると思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） もちろん今さら旧地域のことをどうこう言うつもりはないんですけど、私、本当に合併して、もう9年経過する市が、いろいろの意味では自治会、またごみ問題、消防、PTA、多方面にわたって、旧態依然のままなおざりになっている問題がたくさんあるような気がするとか、そういう声を本当にたくさん聞くこともありまして、基本的には、当たり前ですが安全・安心もそうですし、公平・平等がしっかり見えるまちを構築していかなければならないという観点でお聞きしました。

最後の質問に移ります。

市の環境問題について、ちょっとテーマが大きいんですが、先ほどから述べておるように、さきの震災は我が国に多大な被害と大きなつめ跡を残しました。と同時に、この数年言われてきた省エネなどという言葉自体がお遊びであったかのような、エネルギー問題に大きな警鐘を鳴らしているように思います。

先ほど広瀬武雄議員の方からも詳しくありましたが、本当に電力会社、私も同じことを言いますが、福島第一原発の停止、この地方では浜岡原発の停止に伴う中部電力の電力生産12%がダウンというふうに聞いておりますが、さらに関西電力の敦賀原発の問題もあって、電力の供給というのが非常にダウンするのではないかと報道されております。電力には限りがあり、本当にエネルギーの削減を行わなければならないときがいよいよ来たのではないかなと感じます。

そこで、お聞きしますが、昨年、市として取り組んだグリーンカーテン事業、ことしは市で取り組まないんですかという声をたくさん聞きます。多くの方から聞く中で、さらに、ことし、全国ではいろいろあちこちのまちでグリーンカーテン事業をということで、ゴーヤーなどのつる植物を市が配布したという報道もたくさん見聞きます。

環境問題として、市のエネルギー削減について、昨年取り組めて、ことしは取り組めず、さらには全国でいろんな地域が新たに取り組んだグリーンカーテン事業、瑞穂市は一步後退した

のではないかという声も聞きますが、その点について、お考えを伺います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいま、環境問題ということで、非常に大きいテーマの中で、緑のカーテン事業ということで、ことしは一步停滞しておるんじゃないかという御意見でございますが、先ほどお示しいただきましたように、昨年、地球温暖化防止対策としまして、昨年の5月でしたか、寄附でいただきましたアサガオとゴーヤー、ヘチマの苗を、市民の皆さん、市の施設に配布させていただきまして、多くの皆さんにグリーンカーテンにチャレンジといいますが、参加をしていただきました。そこで、大きな結果も出たと思います。

ことしにおきましても、市民の皆さんに地球温暖化防止対策、さらに原発事故関連によります節電の一環としまして、ことしの4月号の広報に、「グリーンカーテンにチャレンジしてみよう」というタイトルで記事を掲載させていただきました。その中では、ことしは苗の配布ができませんでしたが、内容としまして、昨年チャレンジされた方はその種を利用して、初めての方は、こういうふうにつくっていただきたいというような内容を盛り込ませていただきました。

市の施設におきましては、庁舎、消防署、教育関係施設、コミュニティセンター等で緑のカーテン事業として実施しておりますが、これらの施設を利用される市民の皆さんに楽しんでもらうと同時に、環境問題に関心を持ってもらおうと努めております。

市長のマニフェストのセカンドステージにも、「緑のカーテン事業を市民協働で進めます」ということもうたわれておりますので、今後におきましても、あらゆる機会をとらえて環境問題に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） たくさんお聞きしましたので、市も取り組んでおりますということでしっかり答えていきたいと思えます。

私、冒頭にも申し上げましたが、今回は防災という観点から、市と地域、そして人とのつながり、また地域組織のあり方など、また拠点のあり方なども確認させていただきまして、冒頭から言っておるように、一朝一夕、すぐにはできないことが多いことは十分わかっております。まずはできることから確実に進め、さらには一步進めてできたこと、また築き上げたことが後退することのないように行政運営をしっかりとお願いして、公明党会派代表の質問を終わらせていただきます。

議長（星川睦枝君） 続きまして、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、2点について質問いたします。

また、本日は傍聴者の皆さん、午前中から引き続きまして、本当に御苦労さんでございます。

最初に期日前投票、2番目が東北地方、俗に言います東日本震災における市の対応について、この2点について質問いたします。

まず最初に、期日前投票でございますが、これは4年に一回の統一地方選挙が行われるわけですが、先般行われました県会議員の選挙、あるいは地方選挙の投票状況について、期日前、あるいは当日投票、投票率、こういった問題について、例えば巢南庁舎、穂積庁舎というふうに分けられれば、そこら辺についてお答えを願いたい。

それから2点目は、選挙をやるたびに投票率がどんどんどんどん下がっていく傾向が続いておるわけです。そこら辺について、どのように取り組みをされているのか。前回の県会議員の選挙の投票率を見ますと、前は40.9%でしたが、今回は2.33%の減少ということで、38.57%であるということでございます。4年前から見た場合、有権者というのは1,044名ふえているんですね。にもかかわらず、投票した人がマイナス300人。投票しない人がふえているということです。投票率のマイナスの要因、どこに原因があるのか。そして対策、ここら辺は、行政としてどのように考えておられるのか。県議員も市長選挙の投票率も同じでございますので、ひとつこの2点について、まず御答弁をお願いしたいと思います。

以下につきましては、質問席から一問一答方式で行いますので、よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、民主党の松野藤四郎さんからは選挙に関する御質問の中で、13点に分けて細かく御質問をいただいております。それで、最初にいろいろ御質問されましたけれども、まずこの席では、期日前投票者数、そして有権者数、数についてお知らせをしたいと思っております。

4月10日の県議会議員選挙では、先ほど言われたように投票率は38.57ということで、前回より2.33%下がったということでございます。実を言いますと、今言われたように有権者はどんどんどんどんふえていくわけですが、投票する方はほとんど変わらないとなっております。どうしても投票率は下がってしまいます。それで、期日前投票の方がふえておるのは確実でございますが、当日、投票所へ行かれる方がその分減ってしまっておるというのが実態ではないかと思っております。

4月10日の県議会議員の選挙では、期日前投票を行われた方は1,797人、これを投票率に換算しますと4.66ですが、投票した数の中からはいきますと12%の人がもう既に投票日の前に投票したということになります。

告知の次の日から選挙ができるわけでございますけれども、翌日の日は県議会議員の場合は22名だったんです。その次の日が66人、87人、132人、275人、280人、310人、そして土曜日になりますと625人という数字に、一気に土曜日はふえます。

4月24日の市長選挙では投票率は44.71%で、前回に比べて6.61%低かったということになります。このときの投票者数は1万7,108人です。県会議員が1万5,000人ばかりですので、2,000人ばかりの方がふえたということになるかと思えます。期日前投票が2,201人ということで、こちらを投票率に換算しますと5.75%、つまり5%から6%の方の投票率が期日前投票ということになりますし、投票した実際の人数というのは、投票者数のうちの12.8%になりますので、先ほどと同じように、約1割の方は期日前をやっていかれるということでございます。こちらについても、翌日が28人でした。174人、365人、402人、508人、土曜日は724人の方が投票されている状況でございます。以上でございます。

また、それ以降の問題につきましては、一つ一つまた自席の方でお答えさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 総務部長さんの方から詳細に説明をしていただきました。

では、期日前投票をやって投票率アップしようということで、これは事前投票制度の一つであるというふうに思います。公職選挙法の第48条2において、平成15年12月1日からこの制度が設けられたということでございます。投票日に投票できない有権者が、公示日、あるいは告示日の翌日から選挙期日の前日までの期間に選挙人名簿に登録されている市町村と同じ市町村において投票をすることができる制度であります。

そこでお尋ねといたしますが、当日の有権者が、例えば県会議員のときには3万8,566名ということですのでいいですね。そのうち投票者数、申しわけないですが、もう一度そこら辺もお願いしたい。それから、期日前投票したのは何%だったかということも再度お願いしたいんですが。

それから、期日前投票率が多少なりともアップしておるということではあるかというふうに思います。全体から見た場合に、投票率というのは本当に低下をしておるんやね。さっき言いましたように、県会議員の選挙を例にとりましたが、38.57%ということになります。有権者のうちの1万4,874人の方が投票されたということですので、要は10人のうち4名にも満たない人が投票したということですね、38%ですので。そのうち、投票してくれた中で60%ぐらいの票をとられた方が当選という形になるわけですね。これを全有権者から見たときにはもっと率が下がってくるんですね。二十二、三%ということになるんですね。本当に信任されたということでもいいかなあというふうに若干思うわけですね。

せっかく期日前投票という制度がございますので、1週間なり10日近くありますので、選管として、投票率アップ、あるいは棄権防止策、こういった対策、こちらをどのように考えておられるのか、実際にやってみえるのか、ひとつお答えを願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 投票率が非常に低いということでございますが、県会議員の場合は、投票者が1万4,874人、市長選挙の場合は1万7,108人ということで、わずか2,000人ちょっとが増加ということでございますけれども、投票率が低い原因をいろいろ探ってみたわけですが、基本的には全国的によく見られる特徴としては、若い人の投票率がやっぱり低いということでございます。

あまり低い低いと言われましたので、私どもも分析をしまして、今、そのデータをホームページの方に掲載してございます。市のホームページの中で選挙というところがありまして、若い有権者の皆様へということで、投票についての分析をさせていただいたところでございます。

4月10日の岐阜県議会議員選挙の古橋投票所、今、瑞穂市内で一番オーソドックスなバランスのとれた中間辺の投票所ということで古橋投票所を選んだわけですが、投票率が最も低いのは20代前半の男性で17.24%です。最も高かったのは70代の男性で68.04%でございます。全国的によく言われるのは、年代と同じ投票率になっていると、全体的な分析でよく言われることがありますが、最も私どもが若い市でありますので、そうした傾向がもろに出ておるのも事実だと思えます。

また、いろいろな選挙をずうっと考えていきますと、国の選挙、21年度の衆議院とか、22年度の参議院につきましては政権交代という大きな注目される事情がありましたし、全国のマスコミ等の報道が盛んであったということで、私どもの衆議院の選挙でも68.23%、これは前を上回っておりますし、参議院は54.53%と、これも前回並みということで、他の選挙に比べて随分高い投票率になっております。

今回の県会議員については、27選挙区がございましてけれども、実を言いますと17選挙区が無投票であったということで、どうしてもこうした報道とか啓発等が少なかった等がありましたので、投票率がどうしても高くならなかったという点があるかと思っております。

また、市の選挙におきましても、市長選挙と市議会議員選挙がございましたが、どうしても市長選挙は投票率が低くなるという傾向がございまして、特に今回につきましても、当初、私ども、無投票になるのではないかという話もございましたので、選挙戦に入って期間が非常に短いということもございまして、選挙があるかないかというところもあったかなと。十分周知できたかどうかちょっと心配な部分がございましたが、できる限りの時間をとったつもりでございます。

こうした傾向がございまして、若い人が選挙に行けば、その分投票率が上がるということでございますので、私どもも若い人たちに少しでも参加していただける方策を今考えておるところでございます。と、名案があるわけではございません。前回、いろんな資料をとりましても、なかなか投票率を上げる秘策というのはございません。今、ホームページ等でも募集をしております。こうしたら上がるんじゃないかという御意見があれば、またお知らせい

ただければと思います。

そして、期日前投票のアップということですが、確かに期日前投票はアップしておりますが、かわってその分、当日見える方が減ってしまっておるといような傾向にあるのではないかと考えております。期日前投票という制度は、当日行けない方のためにということで、この制度は制度で十分PRをし、ぜひまた使っていただければよろしいかと思っておりますけれども、選挙の重要性とか、それぞれの制度を十分周知させていただいて、少しでも投票していただけるようにいろいろ方策を考えたいと思います。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 若い人が投票に行かない率が高い。70代の方は68%、もっと行かれるということでございます。若い人にどうして投票所に行っていただくかということは名案がないという話でございますけれど、他市町等の自治体の投票状況等もいろいろ精査されまして、参考にされながら、投票率のアップにつなげていただければというふうに思うわけでございます。

期日前投票は、期日前投票所が当瑞穂市においては2カ所でやられておるわけです。穂積庁舎と巢南庁舎ということですが、他市町の実態を見た場合に、果たしてこれが2カ所でいいのか。今後、投票率アップ等を含めたいろんな要素を考え、経費等も考えながら見直しといたしますか、そこら辺のところはどのようにお考えなのか、ちょっとお願いをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 期日前投票所でございますが、現在は2カ所でございます。法律上では、1カ所については8時半から夜の8時までやってくださいということになっておりますので、こちらの穂積庁舎では、選挙の前日まで朝8時半から夜の8時まで実施しておるわけでございます。それ以外については特にということがございますので、巢南庁舎については1週間の平日のみということでございますが、8時半から5時を二つ目の投票所ということで実施させていただいておるところでございます。

それで、期日前投票所について、箇所はどうだということでございますが、県下でございますと、1カ所の体制をとっておられるところで、私どもより大きい自治体、多治見市さんとか、羽島市さんとか、美濃加茂市、可児市になりますと1カ所で期日前投票をやっておられます。一方で、合併をして、まだそのままのところもございます。大垣市さん、高山市さん、本巣市さん、下呂市等がございます。この瑞穂市というのは、思った以上にコンパクトな面積の中にたくさんの方が住んでおられるということもございまして、状況を見がてら、今後、投票所の数についてまた検討したいとは思っておりますが、今回では、呂久の投票区を南小の方につけたということも実施しましたので、期日前投票所についてはもうしばらく状況を見て、また考

えたいと思います。

ただ、期日前投票がふえたから投票率が上がったということは、先ほどの例ではございませんけれどもありませんので、やはり本当に投票に行かれる方であれば、少し遠くても行かれるという実態が多いかと思しますので、たくさんあれば、それが便利だということではないかなとは思っております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 瑞穂市は、面積的に本当に28キロ平米という小さいエリアの中でございますので、他市町と比べれば、1カ所であってもいいかなあというふうには思うわけです。ということは、大垣市でも、もともと大垣市は庁舎で一つでしたけれど、合併して、墨俣と上石津ができたということですけど、それ以外の大きな市でも1カ所でやっているということですので、そこら辺も次回の投票率になるかわかりませんが、そこら辺を考えながら、ひとつ何かいい方法で対処したいというふうには思っております。

それから、次に行きますが、期日前、あるいは当日も含めた話ですけど、投票管理者、あるいは投票立会人ということで、各投票所に非常勤職員の方がお見えですけど、ここら辺の日額といたしますか、非常勤の特別職の中に書いてあるわけですけど、例えば期日前ですと9,600円、投票所の当日となると1万800円、いろいろあるわけですね。ここら辺は本当に妥当かなあと思うわけですね。朝8時半から夜の8時までとか、時間帯がいろいろあるわけですね。ましてや、これをもらって、例えば源泉徴収といたしますか、引かれますわね。そうすると、かなり少なくなってしまうですね。

それから、こういった方については、他市町の自治体の実態はよくわかりませんが、食事関係ね、昼食、夕食、ここら辺はどうなっているか。それから交通費の関係、ここら辺もどうなっているかということで、本市として、本当に選挙の立ち会いをしておる時間が非常に長いにもかかわらず、お金が少ないような感じがするわけですね。国といたしますか、どこかに基本があるかというふうに思いますけれど、そこら辺に沿って多分やられておるというふうに思いますが、市として、どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 選挙につきましては、今言われましたように投票管理者、そして立会人という方にお世話になっております。管理者の方は1名、立会人の方は2名から5名ということになっておりますが、通常であれば2名の方にお世話になっております。そして、投票管理者の方におかれては、投票全般の総責任者ということでお世話になっておりますし、立会人の方については、公正な選挙ができておるかという監視をしていただくという役目でお世話になっております。

また、期日前投票においても、巢南と穂積では時間は少し違いますけれども、非常に長時間の間お世話になりまして、まことにありがたく思っております。

それに伴う金額が払われておるかということでございますが、実を言いますと選挙の執行経費に関する基準がございまして、その金額をもって私どもの基準額を決めております。選挙については、国については国からお金が来ますし、県については県から来ますが、基本的には国のそうした基準がございまして、それに基づいて金額を決めております。以前より少し下がったかなと。以前の改正のときに比べると下がったかなという気がしておりますけれども、その基準に基づいて算定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、食事等についてでございますが、今現在、実費弁償いただいております。食事代等につきましても、多分県下の中で一番見直しが遅かったと思っております。他の市町については、随分前から食事等も自分でということでございますが、私どもは、どうしても長時間になりますし、そこまでということがございましたので、改正するのが遅くなったということでございますが、今現状はそれぞれ皆さんからお金をいただいてお弁当をとってさしあげておるという状況でございます。

そして、投票所における食事場所とか休憩でございますが、本来であれば、ずうっとそこで監視をしていただくということでございますが、ちょっとした息抜きということは必要でございますし、法律上特に問題はないかと思っておりますので、投票所等においては、食事、または休憩ということを交代交代でということも職員の方に指導してまいりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 基準に沿ってお金が支払われているということであります。

食事はどうしても必要不可欠ですので、自己負担でよろしいんですが、食事をされておるときに投票に行かんらんね。食べてみえる人も投票する人もどうも気まずいというふうに思うわけですね。これひとつ解決をしてほしいなあ。食べている立会人も本当に隠れてやっておるんですね。ちょっと善処願ひたい。

次は、障がい者といひますか、高齢者といひますか、そういった方に対して、例えば期日前のときは、穂積庁舎は道路というか、庁舎のすぐ南側に車をとめて、ぱっと入ってきますわね。巢南は多分入れないと思ひますね。そして、選挙当日のときは、例えば穂積小学校ですと、学校の西の方に車を置いて、我々は歩いていくんですけど、高齢者、障がい者の方も同じように行かれると思うんですね、別に駐車場がないですから。遠いんですね。そこら辺を弱者対策で、投票所のすぐ近くまで車が行けるような格好で、どのようにお考えか、ひとつお願ひしたいと思ひます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 期日前投票を御利用される方の中に、穂積庁舎はおりて、すぐ行けると。お年の方が自分の力で何とか投票したいという気持ちはどなたも持ってみえることでございますので、そうした利用者の方が非常に多いということも承知をしております。穂積庁舎は本当におりて、すぐ投票ができる。巢南庁舎については、一応バリアフリーにはなっておりますが、非常に長い距離を行っていただくことになっております。本田とか牛牧については、今回コミュニティセンターということで、一応こちらも何とかバリアフリーの格好になっておりますので、高いところにありますが、何とかできますと。ただ、ほかの投票所については、仮設のスロープ、そして、今言われたように非常に入り口までが長いということになっております。これらについてもずうっと気にしておるところでございますが、投票所へ配置してある人数が限られておりますので一概には言えませんが、私どもでは、職員に、どうしてもという場合は、中の方に入らせていただいて投票していただくこともやむを得ないということではございますが、そういう方があまりふえてもまた大変な部分がありますが、やはりお年寄りの方、障がい者の方が少しでも自分の力で行けるようにということで、まだ次の選挙までは時間がありますので、また検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 検討させてもらうんじゃなくて、今までずうっといろんな選挙があるわけですね。そういう実態をよく行政側として見てないということですよ、投票者に対して。遠いところから車をとめてくるとか、車いすで見るとか、あるわけですね。不便というのを市の方はよく見ておらんということですよ。実態を把握していないということですよ。すぐやらあかんですよ、本当に。今度の選挙がいつあるかわかりませんが、各投票所、今、9カ所から8カ所になりましたけど、そこら辺をよく見て、早急に対策をしてほしい。市長、どうですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 選挙関係でいろいろ御質問いただいております。

なぜこの瑞穂市がこれだけ投票率が低いかというところでございます。何といたしましても瑞穂市は若いまちでございます、それぞれ置かれた立場で、直接関係があれば、やはりその期待度も高いわけでございますけれども、そういうことでないと、私、ここ3回ほど、合併からの選挙を見ておるところでございます。8年前に県議会議員の選挙がございました。このときはまだ、県会あたりは本巢郡一本化の選挙でございました。そして、4年前に選挙がございました。8年前の当選者の方が亡くなりましたので、4年前は、ましてや瑞穂市単独の選挙区になりました。そんなところから、県会におきましても初めての、それぞれ新人でありましたの

で四十何%というところまでございました。41%ですか、そういうところまでございました。市長選挙におきましても、4年前は大きな一つの争点がございましたので、50%を超えました。

ところが、今回はそれぞれ現職が出ております。それに対しましてのあれでございますから、直接有権者が自分たちにかかわることがあれば関心が高まって投票もされるわけでございますが、今の状況なら大きく変わることはない。こんな考えもありまして、投票率が低いんじゃないか、このように思っておるところでございます。

そういう中においても、なぜこれだけ低いかというところで御質問をいただいておりますが、特に今、障がい者とか、いろんな方が来ようにも、遠くに車をとめて、こんなところから近いところではあるような、そういったことを考えるべきではないか。今後の選挙でということではあるが、すぐやるべきではないか、こういう御質問でございます。

お話はよくわかりますが、御指摘をいただきましたことにおきましては、今後、何らかの形で、できるだけ早い時期に、国の方の選挙もまさに政治一寸先はやみでございまして、いつ選挙があるかわかりません。そういうことも踏まえまして、前向きに検討して対応していきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 少しでも投票率をアップさせるために、障がい者とか高齢者、弱者に対して配慮をしていただく。これも一つの方法だと思いますので、投票所のすぐ近くまで、何らかの形で車を使用できるような形で、ひとつお願いをしておきたいというふうに思います。

あとは一括にしますが、期日前投票というのは宣誓書を出すわけですけど、こういった場合の本人確認、入場券を持っていかなかった場合には本人確認、これはどのようになっているか。

それから、期日前投票箱ですね。日々やっておるわけですけど、これの管理はどうなっておるか。

それから、例えば期日前投票をした後に候補者が亡くなったとか、犯罪の関係、そういったことで、候補者が何らかの関係で該当から外れた場合、期日前投票した票はどうなっていくかなと。

それから、選管でいろいろミスというのが、当市では多分なかったと思いますので、箱を間違えとか、投票用紙を間違えとか、こういった場合がありますが、そういった場合の扱い。

それから、投票箱は、期日前は期日前で投票箱が最終的に集計され、あるいは当日だと当日の投票箱があって、多分同時に箱をあけられるというふうには思うわけですけど、そこら辺の状況等について、3点か4点お話をしましたが、まとめてお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず1点目でございますが、期日前投票に入場券を持っていかなか

った場合、どうするのかということでございますが、基本的には、期日前投票の場合は宣誓書を書いてもらいます。宣誓書の中身には、氏名、住所、生年月日を書いていただきます。また、期日前投票じゃなくて、当日の選挙の場合も、口頭で住所と氏名と生年月日を確認しまして、選挙人かどうかを確認しております。以前は免許証等で確認をしておりましたが、現在では、住所、氏名、生年月日等での確認ということにさせていただいております。

入場券が万が一届かなくて、心配の場合は、市の選管の方へ届けていただいて、言っていただければ、皆さんの該当する整理番号をお教えします。スムーズに選挙ができるかと思っております。

万が一おかしな人が来た場合はどうするんだということですがけれども、仮投票という手続をして、選挙の方を引き続き進めるということになっておりますので、よろしく申し上げます。

そして、期日前の投票箱の日々の管理でございますが、投票箱そのものは巢南庁舎、穂積庁舎のそれぞれのかぎのかかる部屋ですうっと保管をしております。先ほどちょっと質問の中で、まだお答えしていないかも知りませんが、毎日、巢南庁舎と穂積庁舎でやりまして、名簿のチェックを8時過ぎてから実際にはやっております。名簿についてはすべて突合して、次の日の朝に備えておるといのが現実でございます。

そして、候補者が死んだ場合はどうするんだということでございますが、基本的には投票箱というのは、一回閉めたら、もうずうっとあけることはできません。ですので、亡くなった候補者の方に票を入れた場合は、これは残念ですけど無効になってしまうと。万が一、逆に候補者が亡くなった場合、選挙はどうなるんやということでございますが、もともと選挙があった場合には、亡くなって、定数を超えることがなくなってしまった場合は、補充選挙とか、そういう制度がございますし、市長さんの場合は、1人になってしまったということになりますと、選挙の延期という特例もございますので、そうした特別な場合がありますので、よろしいかと思ます。

また、有権者の人が前もってやっておいて、亡くなったという場合もあるかと思ますけど、それも一応投票所に投票してしまったわけですので、開くことはできませんし、どの票ということはわかりませんから、それはそのまま有効ということになるかと思ます。

それから、選管のミスでございますが、選管のミスで大きくあるのは二つございます。一つは氏名掲示。要は投票所の記載台に張ってある用紙に名前が書いてありますが、あれを間違えるということは非常に大きなミスにつながります。

一番多いのは、投票用紙を渡すのを間違えた。よくあるのは選挙区選挙に比例代表の用紙を間違えて配った。つまり投票用紙に本来書くべき人じゃないものを書いてしまえば、すべて無効になってしまうということですので、投票用紙をきちんと渡すようにいつも指示をしているわけでございます。

なお、投票箱につきましては、うちの場合はそれぞれの選挙ごとに投票箱を備えておるわけですが、それぞれ入れていただく投票箱の表の方にはそれぞれ投票の名前が書いてありますし、裏側にはほかの投票の名前が書いてございますので、投票箱をもし入れ間違えたという分については特に問題はございません。一番大事なことは、投票用紙を私どもが渡すのを間違えたという場合にはその分が無効になってしまいますが、本来そんなことはあってはならんことでございますので、そういうことのないようにしたいと思っております。

また、選挙の結果、よく聞かれるんですが、投票区ごとに開票できないかということでございますが、開票そのものは選挙区でどなたが当選するかということに重きを置いておりますので、すべての投票所から来たもの、そして期日前投票のものをすべて一カ所にかきまぜて、その中で開票をしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 期日前投票という大項目で質問しましたが、最終的には、期日前投票所の今現在の 2 ヲ所、これが本当にいいのか、そこら辺をひとつ検討願ひたい。

それから、いわゆる弱者に対する投票所までの距離といひますか、そこら辺を本当に投票所のすぐ近くに駐車場なら駐車場、そういったものをつくって対策をしてほしい。

この 2 点について、ひとつ今後とも検討なり、次期の選挙に間に合うようにひとつお願ひをしたいというふうに思ひます。

次は東北地方の震災の関係でございますが、被災された自治体、岩手県とか宮城県とか福島県が非常に甚大であったわけですが、瑞穂市として、どのように被災地に支援をされてきたのか。

今後、来年の 3 月まで続くのか、市長会では来年の 3 月までと言ひていますけれど、被災地から依頼があれば、また継続されるというふうに思ひますが、そこら辺の状況。

それから、逆に今度は市民の方からの支援活動としてはどういったものがあつたのか。

それから災害ボランティア、これは社会福祉法人の社協にも関係あるかと思ひますし、市の職員も多分手を挙げて作業ボランティアに登録されているというふうに思ひわけですが、そこら辺の状況について、この 3 点についてお答えを願ひます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、私の方から、支援物資について簡単に御説明をしたいと思ひます。

災害が起りましたのは 3 月 11 日の金曜日でございます。私どもは次の土曜日の日から、どのようにさせてもらおうかということで情報を収集しておつたわけでございますが、救援物資そのものについては、ちょっと待ってくださいということでもございました。つまり現地の状況

が十分把握し切れていなかったというのが現状だと思っております。

その後、受け付けをするということになりましたので、3月19日から27日まで、品物は大体これとこれとこれが欲しいという指定がございました。本当に申しわけないと思いますが、その指定の分だけをお願いしますということでしたので、私ども、その物品について、十分皆さんに周知することができませんでしたので、ホームページ、そして小学校、中学校、保育所、幼稚園の保護者の方にお世話になったというのが現実でございます。

そうした中、巢南庁舎は23日から6日間、そうした中ではございましたけれども、585件の個人、企業、団体の方から物資をいただきました。段ボールにして488箱、重量4,600キロということでございます。それに加えて、市が備蓄している水500ミリを2,016本、給水袋3,000枚、缶入りパン912缶、石けん180個、紙製ハンドタオル6,000枚であります。市が備蓄しているものについては、ある程度定期的にかえなきゃならない部分がありますので、そうしたものを利用するというので、先ほどいただいたものと合わせて、岐阜県と現地の被災県との調整をして、延べ5回にわたりまして向こうへ送付をさせていただきました。すべての物資を一応完了しておりますので、お知らせをいたします。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、私のところで所管しております義援金についてお話を申し上げます。

義援金に対しましては、市民の方、多くの皆様方から本当にたくさんの義援金をいただきまして、本当にこの場をおかりしまして、ありがとうございます。お礼申し上げます。

義援金についてでございますけれども、市で日本赤十字の瑞穂市地区というのを担当しております、いただいたごとに岐阜県支部の方へ送金しております。6月13日現在でございますけれども、2,792万7,635円となっております。それから、社会福祉協議会で担当しております岐阜県共同募金会の岐阜市会というところから、岐阜県共同募金会へ137万5,754円送金されておりますので、御報告申し上げます。

それから、義援金について、本当におくれが生じているということで、いろいろ各報道をされております。その中で、もう一度確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、義援金については、義援金の配分割合決定委員会というところでどれだけ義援金を配分するかというのを決められまして、それらのもとに、今度、各市町から被災状況、人数とか、程度ですね。それを把握されまして、配分金の配分委員会というところからの依頼によりまして、赤十字の場合でございますけれども、被災県の方に送金されるということになっております。

それから、ちょっとここでつけ足してございますけれども、赤十字社の方では、義援金の方から事務手数料等は取っておりませんということをお聞きしております。義援金の遅延に対しては、日本赤十字の方のホームページに載せられておりますので、またごらんいただければと

思います。

それから、瑞穂市の状況、ボランティアの状況でございます。先ほど述べられましたけど、社会福祉協議会の方で担当していただいておりますけれども、災害ボランティアの登録状況は、現在、個人で16名です。団体はございません。このうち、全部の方が行っていらっしゃるわけではなくて、5名の方が4月から5月にかけて行っていただいております。日数としては、2日間が多うございまして、長い方で1週間でございます。その中には、新聞報道で載りましたけれども、瑞穂市のお医者さんが歯の診療所を開いて、そういう活動をされております。

それから、私の方、ここに避難されてきた方もお見えになります。瑞穂市として、6月6日現在で19名の方がお見えになっています。瑞穂市だけではなくて、県、それから国から、瑞穂市に、各県いろいろ避難されている方があると思いますけれど、いろんな提携をしてくださいということが各部署に来ております。それで、当市の対策本部としては、各部署が把握しているのは瑞穂市に避難されている方には届かないということで、私の方、福祉部の方で把握しまして、いただいた情報は担当者によりまして、各家庭に全部いろいろないただいたものに関しては本当にきめ細やかに対応させていただいております。

どんなことをさせていただいているかといいますと、まず市としてさせていただいておる援助としましては、市営住宅です。2世帯入っていらっしゃいます。それから上水道の関係、ごみの関係。また、高齢者福祉の関係では、デイサービスとか、ショートステイの関係です。それから、健康推進課で行っていますが検診等、そういう関係も市としてはできるだけ御支援したいということで、資料をお持ちしまして、瑞穂市としてはこういう対策をしておりますので、申請のもとに該当があれば申し出をしてくださいというふうにお話をしています。

それから、いろんな企業の方からの支援もございました。タクシーチケットの配付とか、サッカーのチケットの配付、それから家電製品の配付もございました。それもすべてのおうちへ行きまして、中には要らないという方もお見えになりますので、とにかくこういった情報を本当に一軒ずつ、こういったものが来ておりますので、該当すればお願いをしますということで、そういった対応をさせていただいております。

先ほど言いましたように、国全体としては就労の支援対策というのもございますけれども、今のところ、そういったことの申し出をされる方はございませんでしたし、生活保護の対象にしてほしいという申し出もございませんでした。それから、医療費の関係の話もさせていただいておりますし、母子手帳を向こうに置いてきてしまったとか、流されたという方もございましたので、そういう配付をさせていただきまして、予防接種の関係もさせていただいております。それから、年金に関してもございましたので、そういったお話もさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 私の方からは、職員の人的支援ということで、今どのような状況かという御報告をさせていただきます。

被災自治体より職員の派遣の要請が国・県を通じてありまして、これを受けまして、瑞穂市は5月1日から5月6日、それと6月6日から6月11日までの2回、健康推進課の保健師2名を岩手県の陸前高田市に出向きまして、保健活動を実施してまいりました。さらに、6月1日から1ヵ月、岩手県の釜石市になりますが、建築関係行政事務の職員の派遣要請が県の市長会を通じてありましたので、現在1名を現地に派遣しております。また、下水道業務の派遣要請を受けて待機している。さらに、下水道課の職員を初めとしまして、都市整備部、福祉部においても派遣を志願する職員が待機している状況でありまして、今後における被災地からの人的支援要請に応じることができるよう体制を整えている状況でございます。

さらに、議員の皆様方に議決をいただきまして、義援金となりますが、被災県の市長会に対して1,000万円の義援金を瑞穂市として送金をさせていただいておりますので、あわせて御報告させていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） それぞれの担当の部長さんの方からる説明をいただきました。本当に我々市民といいますか、国民は、被災地の皆さんのことを思いながらやっておるわけですけど、残念ながら国会においては何かおかしなことをやっておると、こういう状況であります。

19名ということは、8世帯ということで聞いていますが、8世帯の方が市営住宅、あるいは親戚、知人のところへ避難をされているということでございます。

ちょっと一つ聞きたいのは、100万円というお金があったですね。生活支援何とかという国から来る。全壊された方、これに該当はされているのかな。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） そういう話も先ほど述べましたけれども、県とか国の通知をお見せしまして、そういった申し出をされる方はございませんでしたので、つけ加えさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 本当に未曾有の被害に遭われた被災者というのは精神的に大分参っているというふうに思います。瑞穂市へ見えておる避難者に対して、何らかの精神的なケアを今後ともできる限りお願いをしたいなというふうに思います。

最後になりますが、大震災の教訓を生かしといいますか、踏まえて、近い将来、東海・南海沖の地震が来るという想定で、地域防災の関係は午前中に広瀬武雄議員の方からも質問があり

ましたが、避難勧告、判断、伝達マニュアル、これは地域防災計画にのっとなってやられてきておると思いますが、よく見ていますと、例えば危険な河川はどこですか。ここですよ。避難する地域はここですよと、具体的に川と地域名が出ておるわけですけど、町内名が。例えば天王川沿いの右岸側、西側やと、タリからずうっと下の方へ行くわけですけど、例えば新町や中原という自治会は出ていませんし、中川の1級河川を見ますと、西側の橋本や柳一色、伯母塚という地名は入っておらんですけど、ここら辺は何でかなあと不思議に思うわけです。これは多分県の方の水位周知河川、知事が言っている。これで区分されているのか。そこら辺だけ一つ、最後になりますがよろしくをお願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先ほど避難勧告等の判断伝達ナビをお配りしました。その3ページにそういうことが書いてございます。先ほど説明したのは、大きな揖斐川、長良川等の1級河川ですね。一番影響のあるところでございますが、それ以外に、今度は内水の関係、県が指定をしている水位周知河川というふうに呼ぶんだそうでございますけれども、それによりまして、今、議員が言われるとおり、糸貫川、それから犀川、天王川、牧田川、こうした大きな川が中心になっておりまして、その中に中川はちょっと入っていないという状況でございます。

そうしたときの洪水の状況はといいますと、昭和49年とか36年あたりの洪水で、今まで推移したデータがあるわけですが、こうしたデータからぼってきておるようございまして、今言われた中川等については、やっぱり川が小さいのと、上へあふれ出てしまう部分がありますが、そう大きなということではないかなと思いますし、新町についても天王川から少し離れているなという部分があるかと思いますが、一概にここに書いてないからよしというわけではないと思いますので、また状況も踏まえて、御意見等ございましたら、一回確認等もしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 最後になりますが、当瑞穂市は、先人たちが非常に昔から治水に対して本当に苦勞をしてきております。現在の治水といいますか、防災、そこら辺の状況、あるいは河川の改修、排水機等、そういった当面の状況について、市長の方からひとつ、現在の取り組み状況をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えします。

現在の災害対策、いずれにしましても、私、今回の2期目のコンセプト、基本的理念は、一つは自然に優しい、災害に強いまちづくりということで掲げておりまして、特に午前中からもいろいろ防災等々につきまして、東日本の関係から御質問をいただいておりますのでござい

す。このまちにおきましては津波はございませんが、多くの河川がございます。河川のはらん、治水の関係と地震の関係でございまして、特に治水の関係におきましては、今、既に新堀川の整備がいよいよ完成でございまして、この6月28日には竣工式をとり行います。そして、中川の排水機におきましてはことし着手をするところでございます。また、別府の排水機におきましては、今回の予算でも調査費を組ませていただいております、来年度着手させていただく、こういう計画でありますし、五六西部の排水機におきまして、国・県の方に強く要望して、順次できるように進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

そのほか、地震対策におきましては、避難所の関係、いろいろ、きょう総務部長の方から集中的に御答弁をさせていただいておりますが、災害に強いまちづくりに向けまして、しっかりと取り組んでいくことをお誓い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。終わります。

議長（星川睦枝君） 以上で松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は3時15分からとさせていただきます。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時16分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によって、あらかじめ延長をします。

それでは、改革、熊谷祐子君の発言を許します。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は、通告によりまして、瑞穂市の地域づくり、これはコミュニティー政策と言われておりますが、これにつきまして2点、コミュニティーセンターと地域公民館、集会所について、2点目は瑞穂市の公園計画についてでございます。公園計画については、総括質疑や総務の常任委員会で随分討議されておりますので、既にもうわかっているようなことは通告から省かせていただいて、コンパクトにさせていただきます。

瑞穂市の地域づくり（コミュニティー政策）について。

「自助・共助・公助」という言葉があります。自分で助ける、ともに助ける、公が助けるという言葉です。大きな災害時には、まず自分で自分を助け、次に地域で助け合い、さらに足りないところは公の行政が市民を助けるという意味です。本来、災害のときの言葉だそうですが、災害時の速やかな復旧・復興は、平常時の、ふだんの活発な活動いかにかかっていることが既に指摘されております。

6月1日より2期目の任務につかれた堀市長も市のホームページのあいさつの中で、「平素の地域コミュニティー、地域づくりが重要視されます。まさに地域力です」とか、「障がいを持った方やお年寄りの方など、すべての人が安心して生活できるようノーマライゼーションを

進め、ハード・ソフト両面に対応していきたい」と、まちづくりの抱負を語っておられます。

また、こうした生活面の助け合いだけでなく、一昨年来の世界的不況から立ち直る間もなく、この3月11日、地震、津波、原発事故という未曾有の世界的災害に遭った日本は、現在、GDP（国内総生産の指標）の伸び率だけに頼ってきた国づくりから、今はGNH（国民総幸福量）、これはブータンが実際にこれに頼る国づくりをやっているそうですが、つまり幸せの物差しづくりと呼ばれている、こうした指標へと急激に関心を転換し始めた、6月2日のNHK「クローズアップ現代」でも放映されており、国でも現在、3月11日以前からですが、このGNH（国民総幸福量）の物差しづくりを既に始めていると報道されております。

GNH（国民総幸福量）とは、地域でつながり、助け合う人間関係によって、人々が幸福感を感じる価値観、これを数値化するというものだそうです。

自助・共助・公助の中で、共助は、とりもなおさずコミュニティーづくりであり、自助と公助に対しても積極的に促すものであると思います。少子・高齢化、自殺者3万人、独居老人の孤独死の増加が進行する中、まず市長にお尋ねしたいと思います。

まちづくりにおいて、現在、このような価値の転換、ソフト面の重要性、つまりコミュニティーづくりについて、どのような考えをお持ちでいらっしゃるでしょうか。

御答弁を受けまして、以下、大きな2点について質問をさせていただきます。

以下、質問席でお願いをいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 熊谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、私は2期目の市政を担当させていただくに当たりまして、マニフェストで、「人と自然に優しい、災害に強いまちづくり」をコンセプト、基本理念とさせていただきました。このコンセプトのもと5本の柱を上げさせていただいたわけではありますが、この柱は、ハード面だけでなく、ソフト面にも配慮した内容であることはごらんいただければ一目瞭然のことかと思えます。

まちづくりは、とかくハード面、箱物整備ばかりが取り上げられがちではありますが、そうではなく、両者の均衡化を図ることも大事な施策でございます。まちづくりの主役は市民であります。夢のある瑞穂市をつくるためには、市民参画、市民協働なくしてはあり得ません。都市化が進み、人と人のつながりが疎遠になりがちな現在におきまして、今回の東日本大震災では、平素の地域コミュニティーがいかに重要であるか、大きな代償とともに教えられたように思うところでございます。

そこで、いかにソフト面の地域コミュニティー力を回復し、自分たちの地域は自分たちで築く、互いに助け合うコミュニティーをつくるのが課題となるわけではありますが、これこそ新しい公共の仕組みづくりとして、皆さんとともに進めていきたいと思っておるところでございます。

ます。

先ほど、熊谷議員がおっしゃいました G N P（国民総生産）より大事なのは、G N H（国民総幸福量）と提唱したのは、これも御指摘ございましたようにヒマラヤのブータン国王でございます。2007年に初めて行われた国勢調査で、「あなたは幸せか」という問いに対して、国民の9割が「幸せ」と回答したそうでございます。

また、フランスの大統領は、「国力の比較に、長期休暇や環境への貢献など幸福度を加えるべきだ」と発言をしておられます。

このように、物より幸せに、経済成長至上主義からの脱却に世の中が動いておるようでございます。

同じように、まちづくりにおきましても変化が出てきております。これまでは、行政が計画したまちづくりを行政がしゃにむに推進してきましたが、しかし、今、行政が抱えている福祉、環境、子育て等の多くの課題は行政だけでは解決できない状況になっておりまして、現に今、多くの市民の方や N P O（非営利団体）が教育や子育て、まちづくり、福祉など、身近な課題を解決するために活躍されているところでございます。

これからの行政は、行政だけが担うのではなく、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々、また一人ひとりが参加し、それを社会全体で応援しようという「新しい公共」という概念も広め、進めることが重要だと考えておるところでございます。

私は、マニフェストの中に上げさせていただいておりますが、この「新しい公共」の仕組みづくりを構築するために、多くの市民の方やボランティア団体、N P Oと連携し、市民の英知と経験等も合わせたまちづくりを進めていくことを考えております。

今、地域コミュニティーは、少子・高齢化が進んでいる現代社会におきまして、多様な価値観を持つ人々が一つの地域に混在している状況であり、旧来の地縁・血縁だけに頼っていた相互扶助は薄れてきております。しかし、重複いたしますが、これからは、「自分たちの地域は自分たちで築く」を合い言葉に、自治会組織を核とした、市民による地域づくり、先ほどもお話ございました共助による地域づくりを進めること、次に、住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指しまして、市は社会福祉協議会と連携をしながら、互いに助け合うコミュニティーづくりを重点に施策を進めていく所存でございます。今後とも議員各位の格別の御支援をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 基本的に私がこれから目指すまちづくりのかなめと、それから 2 期目の 4 年間の最初に、今、市長の言われたまちづくりへの抱負にずれがないと。基本的には同じで

あるということを確認してよろしいですね。その認識のもとに具体的な施策をお尋ねしたいと思います。

つまり、共助の仕組みづくりに対して、市がどういうことができるかということですが、幾つもあるでしょうが、私は、ここでは自治会や地域、区のコミュニティセンター、また地域公民館、集会所について御質問をしたいと思います。

コミュニティセンターにつきましては、市の第1次総合計画、2015年までですが、ここにコミュニティセンターをつくっていきたいということが書いてあり、また2014年までの瑞穂市次世代育成支援行動計画にはもっとはっきり、小学校区で一つずつコミュニティセンターをつくれますというようなことが書いてございます。この見直しのときにパブリックコメントがされましたので、これはもうこれから見直されるんじゃないですかということをお申し上げましたら、まだ見直してないので、その記述はそのままいいんだという市の返事も伺っておりますが、先ほど若井議員でしたか、コミュニティセンターと地区公民館、いわゆる集会所の違いについて御答弁いただきましたので、その部分は省いていただいて結構ですが、私の地元では、いつからかというか、1年にもなりませんけれども、女性たちを中心に集会所が欲しいねという話が持ち上がりました。集会所はお寺を使っていたんですが、新家を建てるので、そのところは使えなくなって、集会所がないわけです。そのときに、女性たちの話を聞いていますと、いわゆる行事のための集会所ではなくて、ふだんからの居場所をつくりたいと。お年寄りも子育て中の人も、そのほかのもろもろの助け合いを日常的に自分たちがやりたいと。今、日本で元気なのは60代以上の女性たちだと言われていますが、本当にそれを感じました。

女性たちは、人が生きていく家事全般、畑づくりから介護から子育てから、そして仕事までも全部かかわってきて、今、最後の力があるというか、そういう時期だと思います。そのときに言われたことは、あと10年たてば、自分たちも80やでと。70代から後半になるわけですね。その最後の力で地域づくりをしたいと。もしこういう地域づくりがかなうならば、周辺にも広がっていくでしょうし、横に広がり、それから縦にというか、次の世代にも受け継がれるでしょうし、財政的にも、非常に市は、もし広がって、確実なものに育っていけば随分と楽になるだろうと。そして、先ほどから言われている幸福度もあるんじゃないかと思うわけですが、まずコミュニティセンターと集会所についてのこれから先のお考えを担当部長からお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、熊谷議員さんの方から、コミュニティセンターと地域の公民館、並びに今後の計画というところだと思います。先ほど、若井議員さんのときに少し公民館の整備状況をお話しさせていただいたところがございますけれども、傍聴の方も非常にふえましたので、少しだけ復習をしたいと思います。

巢南地域においては、ほぼすべての自治会が地域の自治会の集会所を持っておられます。と
いて、穂積地域は大丈夫かといいますと、穂積地域も、生津はみんな持っておられますし、
本田、牛牧になりますと、多分借地も結構あって、土地と建物すべてが自治会できちんと整っ
ているところはそう多くはないと思っております。別府は多分全部あると思います。そして穂
積地域につきましては、議員がおっしゃったとおりにお寺が幾つかありまして、集会所のかわ
りをしてあったということがありますし、市のいろんな公共施設もそんなに遠くないところに
ありましたので、多分自治会の公民館というのはきちんと整備がされておられません。ですので、
特に穂積地域においては幾つかの自治会が公民館がないという状況になっておろうかと思いま
す。

また、先ほど総合計画とか、次世代の中に、校区に1カ所ほどコミュニティセンターをつく
ろうということがございました。これは、実を言いますと、この時点で既に将来的に各自治会
で公民館が自分たちの力でできるのかと。当時穂積町ですが、穂積町の補助金をもらっても、
1世帯あたり10万から20万出さないといけないよと。そんなような状況では将来的にできない
だろうというのが一番の本音で、牛牧とか本田のコミュニティセンターができ始めたというの
も、実を言いますと一つではないかと思えます。表向きは、校区のまとまりをうまくつくり
ようということで、校区に1カ所のコミュニティセンターという話があったということにしてはご
ざいますが、大きな流れは、素直に正直に表現するとそうではないかと思っております。

そうした中で、穂積地区についてはどうかということですが、以前、コミュニティセンター
をつくらうということで数回会議を持たれております。このときも穂積校区の自治会長さん全
員に声をかけて、皆さんで御協議をされて、ある程度場所とか、公民館が必要かどうかとい
う話し合いがありましたが、公民館がいいというお声もあったようでございます。

ただ、コミュニティセンターと地域公民館というのは何が違うんだということですがけれど、
我々が思っているのは、コミュニティセンターは常時あいているよと。だれもがある程度来て
くださいよと。決して牛牧のコミュニティセンター、本田のコミュニティセンター、そんなつ
もりはございません。だれもが自由に使えるということで設定をしております。だれもがぶら
っと行けるような交流の場所ということでつくってきております。二つ目の中には、やっぱり
地域の拠点であってもいいんじゃないかなと、そんなことも思っております。

一方、地域の公民館になりますと、やはりお金を出してみえる方が自治会の方でございま
すので、その自治会が中心になられます。今言われたように、いつでも使やあいいじゃないか
ということになってきますと、自治会の公民館であっても、いつでも使おうと思えば使える。い
つでも集まれるということですので、本当に自治会の方だけを考えれば、自分たちのもので、
自分たちが自由に使いたいよという気持ちはよくわかります。

そうした中で、穂積校区についてはいろんな話し合いを持たれましたが、先ほど申しました

ように、場所の問題やら、公民館の方がいいとか、いろいろ話があって、途中で終わったという状況になっております。景気状況もございますし、それらのいろいろな諸問題があったわけでございますけれども、できることならば、地域の公共施設や地域のいろんな資源、特に穂積地区には朝日大学等もございますし、いろんな資源を使うということもできます。そして、本当に御自分たちでお金を出し合って、自治会で公民館ができるということならば、それはそれで結構だと思いますし、穂積地区については幾つかの自治会がまだできておりませんので、皆さんが公民館をつくっていくんだということであれば、またそれも一つだろうと思いますし、共同でつくられるのも一つだと思います。

そのあたりを、やはり穂積校区の皆さんで十分に話し合いをされてはどうかというの、先ほど来、自治のあり方という中でもお願いをしておるわけでございますけれども、校区とか街区の中で必要なものというものがあまして、その優先順位があるかと思います。特に穂積校区については、保育園をどうするんだと。そしてから、コミュニティセンターか、自治会の公民館にするのか、そのあたりも十分皆さんの御意見が必要だろうと思いますし、また公園というものが一つもないよと。これもあろうかと思います。そのあたりを将来的にどうするんだと。それは穂積校区だけの問題ではございません。やっぱり視野を瑞穂市全体にぜひ広げていただいて、瑞穂市全体の発展の中で、自分たちはこうしていこうと。だから、皆さん、お願いしますということで、私たちも税金をつぎ込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 市も、共助の場所として、集会所、あるいはコミュニティセンター、どちらになるかはわかりませんが、こういうことを応援していきたいという基本的な姿勢は確認させていただいたと思います。

つきましては、コミュニティセンターではなくて、集会所ですね。これに補助金交付規則というのがございます。瑞穂市地域集会施設建設事業補助金交付規則の第 1 条に、こう書いてあります。この規則は、自治会及び区の地域住民が自治活動の拠点とするために設置する地域集会施設の建設における経費の補助に関し、必要な事項を定めるものとする。規則の名前からいくと、集会所かしら、地域公民館かしらと思うんですが、第 1 条を丁寧に読めば、「自治体及び」、「または」じゃないですね。「及び区の地域住民」とありますので、これは自治会で集会所を建てる場合も当てはまるし、それから区で大きい自治会集会所のようなコミュニティセンターというか、それを建てる場合にも当てはまるのか、どうなんでしょうか。もちろん自治会のはもうわかっていますが、「区の」というふうにあるのは、どうやって解釈したらいいんでしょうか。そういう場合もあるということですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この「区」というのは、多分巢南町さんですね。巢南の方が、一応自治会と区が一つに、同じ区域でございますので重なっておるかと思えますけれども、そういう点を意識したところだと思います。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） そうしますと、基本的に自治会だと思えばいいわけですね。区というのは、広い範囲の穂積区とかではないと。はい、わかりました。

この規則によりますと、大まかに言って新築、増築、それから改築、修繕のときに、おおよそ3分の1を補助するということになっておりますが、今、早瀬部長が御答弁されましたように、集会所を持つときに資金的に大丈夫なんだろうかと。そこからコミュニティセンターの話が出てきたというふうに言われましたが、そういう資金の心配もありますし、基本的に自分たちで居場所をつくって、いろいろな領域において助け合いをするんだという人たちが出てきた以上は、ぜひそういう人たちに先鞭をつけるというか、やってもらったらどうだろうかと思うんですが、この3分の1をもうちょっと、40%、50%というふうに上げたら、お金も集まりやすくなって、共助を助ける公助ということになりますので、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在、瑞穂市では、今言われたように、基本的には3分の1の補助金額ということになっております。

ちょっと振り返りますと、旧の穂積町はといいますと、旧の穂積町は3分の1で、1坪当たり大体12万円か、どちらか低い方ということになっておる。12万円で計算した額の低い額を補助していたということになっております。

旧の巢南町の方は、補助の対象の事業費が300万円以上で、補助率が40%、ただし最高限度額が1,000万というような感じになっておったようでございます。つまり40%であるけれども、限度額を設けておったよというのが旧の巢南町でございます。

今、県内のあちこちをちょっと調べてみますと、やはり一番多いのは、補助率が3分の1と。上限額がやっぱり500万、600万、1,000万ぐらいの程度で、上限額が設けてある市町が非常に多いというのが現実でございます。つまり瑞穂市の今の補助制度はかなり高い額であることは事実でございます。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 二つお聞きしたいと思うんですが、一つは、この3分の1を2分の1にした場合、平成22年度、去年、おとし、実際に出ているこの補助金が幾ら高くなるのか。3

分の1から2分の1にした場合ですね。

それからもう一つは、後からちょっと市長に、巢南方式の方がパーセンテージは高かったわけですから、そっちにするつもりはないのかと。その二つですが、先に早瀬部長から、どれくらい高くなるのか、3分の1から2分の1にした場合。平成21年、平成22年、変わるのか変わらないのか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 実を言いますと、このところ、新築をされた公民館というのはほとんどございません。修繕ばかりでございますので一概に言えませんが、昨年度は11件のほとんどが修繕でございます。11件で、3分の1ですと104万、2分の1にすれば159万ですが、本来ですと新築で計算をしないといかんと思いますので、大体75坪ばかりの公民館をつくるとなった場合、3分の1であれば大体1,500万ほど、2分の1になれば2,250万という計算はできるんですが、過去の経過は以上のようなことがありました。将来に向かって、地域の皆さん方が公民館を今までのように建てかえることができるのか、将来も含めて、よくよくまた検討する必要もあろうかと思いますが、現時点では、今の状況を皆さんにお知らせして、皆さんがまたいろんな御意見をお持ちでしょうから、そうした御意見もお伺いをしたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 75坪の新築として、1,500万が2,250万になるという数字でよろしいですか。そうしますと1,000万足らずふえるわけですね。750万ふえたということですね。数字としては、瑞穂市の特別会計も含めたのが200億ですか。幾つも新築というのではないと思いますが、これからふえるかもしれませんが、500万から1,000円万足らずを出せば、そこで助け合いの人間関係と組織ができていくと。これは災害のときだけでなく、冒頭申し上げましたように、ふだんからの助け合いが非常に大事だと。これは介護も子育ても、生活のいろいろな多岐にわたって助け合いが必要なわけですから、それだけふえればやりやすいと。できるとは限りませんが、やりやすいということであれば、市長が元町長であった巢南で、40%、最高1,000万まで出したと。そして、巢南はほとんどが集会所を持っていると。そういう政策もあるんじゃないかと思うんですが、市長のお考えをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 御指名でございますので、私の方からお答えします。

今、総務部長の方から御質問に対してお答えをさせていただいておるところでございますが、実は旧巢南におきましては、ちょうど私の就任の間にすべての地域の公民館は整備されております。公民館は、御案内のように、集い、憩い、そして学ぶ場所でございますが、本当に地域

コミュニティーにはなくてはならないもので、なぜこちらの方にはないかなということ、私としては不思議なくらいに思っておるところでございます。そういう中におきましてのこういった質問でございますけど、やはり補助の関係におきましては、まだないところもたくさんございますので、やはり変えるということは、これまでの経緯もありますのでひとつ御理解をいただきたい。総務部長の方からお答えをさせていただいておるところでございますので、その点につきましてはよろしく願いして、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 今、変えることは、これまでの経緯があるのでできないと。御理解くださいという返事だと思いますが、これまでの経緯というのは、つまり今までつくったところは自分たちでかなりの負担をしてやっているからだと、そういうことでしょうか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） おっしゃるとおりでございまして、ここで旧巢南のことを申し上げてあれですが、それぞれの地域、実際やってみると、こういう機会だからと、多くの寄附をされる方もありまして、割合とうまく進んでいったのではないかと考えております。実際やられますと、やっぱり地域のためならということであるところもあります。そんなところから、補助の関係はこれまでどおりとさせていただきたい。実際やられましたら、そういったあれも出てくるのではないかと私は期待しておるところでございますけれども、これまでの経緯もございしますので、今後のことを考えますと、今までどおりでお願いがしたいなと、このように思っておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 寄附につきましては、私もあそこはどうかしら、ここはどうかしらと考えてはおりますが、ここから勝負みたいなもんなんですけど、価値観を変えていくということは、政策を変えるということですよ。政策を変えるということは、予算の使い方を変えるということじゃないですか。そのことについて、いかがでしょうか。早瀬部長、お願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私の一番好きな言葉でございますけれども、状況をよく考えないといかん部分もありますので、慎重に考えたいと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 今のままでという答弁の次に、慎重に考えたいという担当部長の御答弁ですので、考えるところまでは前進したかなと思うんですが、もう一回繰り返しますが、価値

観を時代で変えるということは、政策を変えるということです。政策を変えるということは、予算の使い方を変えるということです。しかも、多額の予算をそちらに費やすわけじゃありませんね。そして、メリットははかり知れないと思います。このことをどうかこの先、なかなか価値観を変える、政策を変える、予算の使い方を変えるということは、今までのしがらみがございましょうから大変なことだというのは御推察いたしますが、冒頭確認し合いました市民の幸せですね。それで幸福になれば、そして財政的にも市も楽になっていくわけですから、市民のパワーで、いろいろなことを市民みずからがやっていくというふうの流れを変える。この一般質問でも議員たちが言うことは、一般質問の場以外もそうですけど、市にあれをやってくれ、これをやってくれということばかりですよ。私もそうなんですけど、条例を変えてくれ、1,000万足らずふやしてくれ、1件につき75坪として。なんですけど、私は共助のために、それだけ一肌脱いでほしいと。決心してほしいと、そういうことですので、ぜひこれは部長会議なりで、その勇気を持って決断していくと。今までのしがらみで、うちはたくさんみんなが出して、負担しているから、これからふやしてもらっては困るという自治会があれば、そこは冒頭確認し合いました、これからのまちづくりのためには、市民の幸せのためにはそういう転換が必要だということを説得できるだけの、市長、または執行部であっていただきたいと。それを根を詰めて話し合っていたいただきたいと思います。

次の質問に行きますが、土地の貸与についてですが、こういう条例がありまして、瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがございまして、この第4条を読みますと、無償か、または時価よりも低い価格で貸し付けることができると。この中の一つに、他の地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体　つまり自治会も当てはまると思うんですが　において、公用、もしくは公共用、または公益事業の用に供するときには無償か減額で貸すことができると。市有地、市の土地は幾つかありまして、現在、土地財産の調査検討特別委員会というので議会がどういうふうに有効に活用するかということが話し合われておりますが、これはたまたまだと思いますが、例えばゲートボール場が使われなくなったとか、そういうふうに新しい活用方法を考えなければ無駄になると。こういうような土地があった場合、公用、もしくは公共用、または公益事業の用というのは、地区公民館はまさにこれに当てはまると思うんですが、無償、または減額で貸与ができるのでしょうか、確認をさせていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君）　早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君）　すべての自治会の公民館の建物、用地等をきちっと調べておるわけではございませんけれども、基本的には自治会で用地を購入し、地縁団体として登記をされて、土地を持っておられるのは多分6あると思いますけれども、それが一番正しい方法かなと思っております。それ以外には、自治会で購入をして、市に寄与していただいております自治会も幾つ

かあるかと思っております。また、有償、無償にかかわらず、個人の方からお借りをして、自治会の公民館を建てておるところも幾つかあるかと思っております。市の土地で、普通財産、今後、行政で使う見込みのない土地であれば、売却、または有償でお貸しするというのも検討できるかと思えます。今までの経過を踏まえて、そうしたことを判断したいと思っております。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 地縁団体という言葉が出てきましたが、法人格になるということですね。自治会の中では、ぱっとわかる人も、えっ、何という方も見えるかと思うんですが、自治会長との間で貸与なりを契約するのと、地縁団体という法人格で契約をするのと、貸与としますが、どのように地縁団体をつくった方がいいという理由かを御説明ください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず地縁団体をつくる場合には、当然自治会の中できちんとした総会をして、皆さんの御同意をいただかなあかんということになりますし、もし地縁団体をつくらないにしても、それと同じ手続をしなくてはなりません。ほぼ同じ手続をしないと認められませんし、後々、いろんな場合、相続の問題が発生したりとか、いろんな経過が出てきます。税金の問題等も出てきます。そうなったときには、やはりきちんと団体をつくられて実施された方がいいのではないかなと思っております。

以前は土地も安くて、そして幾つか土地を持ってみえたということもあって、今までそんなに問題は起こってないかもわかりませんが、今後はやはり土地の価格も変わってきますし、相続の問題とか、いろいろ問題が出てきます。登記の手続も複雑になってきておりますので、今のところでは地縁団体をきちっとつくられて実施されるのが一番ベターと考えております。これらにつきましては、今、他の自治会でも御相談がございますので、また総務課の方でいろんな御相談に乗りたいと思っておりますので、よろしく願います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 地域公民館、集会所について、あと1点お聞きしますが、既にこういう場所を持ち、活発にいろいろな集会、行事をなさっているところでは、そういう地域公民館、集会所にこそ A E D を設置したいという希望を聞きます。この場合、例えば補助金を少し出すとか、そういうことはいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、突如新しい御質問が出てきましたけれども、基本的には自治会の中では、備品については補助の対象外としております。そして、A E D というものは、今、

大体公共施設につけておりますし、高価なもので、大体20万、30万するものでございますので、
といて、A E Dというのはそれなりに効果がありますから、何とか補助をというお話が、先
般もある自治会でお話がありました。今すぐということはちょっと難しい面がありますが、ぜ
ひお願いしたいのは、今、消防署で月に1回、第3日曜日にA E Dの講習会をやっております。
機械を使うばかりでなく、人工呼吸、心臓マッサージをするということも基本でございますので、
学校等でスポーツをやっておって倒れたというときはA E Dが非常にいいかと思えますけ
れども、果たして自治会の公民館まで取りに行っておるという間に119番をされて、人工呼吸、
心臓マッサージ等をされた方がという部分もありますので、高価な機械をすぐ買って、補助を
出せということについては十分検討をしたいと思えますが、A E Dについても正確な情報をぜ
ひ知っていただきたいと思えますので、瑞穂消防署で月に1回、第3日曜日にやっております
ので、そうした講習会をまず受けていただいて、また皆さんのいろんな御意見をいただきたい
と思えます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 以上で、地域公民館、集会所についての一つ目の一般質問を終わりますが、私は、たまたま地元からそういう声が上がったので質問をしたわけですが、冒頭申し上げましたように、もうこれからの世界的な、そして日本でも幸福度の数値づくりを3月11日以前から取り組んでいるそうですし、人はどういうことで幸せになるのかという価値観の転換期になっていると。そういう大きな視野でこの問題をとらえ、ある一つの自治会の問題ではないと。横に広がり、そして次の世代もそういうことがこれから広まっていくように、地域が、市民が本当に主体となったまちづくりに取り組むために、市ができる公助、お手伝いは何なのか、その大きい観点をぶれないで、しっかり押さえて、新しい施策として打ち出していくことを相談していただきたいと思えます。

二つ目ですが、瑞穂市の公園計画についてですが、これは既に総括質疑や総務委員会で非常に活発なやりとりが行われております。

簡単に言いますと、公園につきましては、地権者の要望、買ってくれというのが一つにあり、それから二つ目、地域の住民がここに公園をつくってくれというのがあり、それから三つ目、市の計画に沿って、ここには必要であるというのでやる。この順番はいかがですかということがもう何度もやりとりされていまして、それを聞いておりますと、地権者の希望で買ってくれと。これを最優先にはしないということはもう確認をさせていただきました。

それで、通告いたしました1と2ですね。整備計画の順番も今までの討議で終わっていると思えますので、3番目、穂積地区の公園整備についてお尋ねいたします。

穂積地区につきましては、7年前から私は耳にしておりますが、地元の松野藤四郎議員が議

員になられて、最初の6月の一般質問でたしかなさったと思います。7年もたっているわけですが、地元の人に言わせると、もう10年以上たっているよという話だそうですが、今回、補正予算に7,600万円で牛牧の五反田の土地が予算に上がっておりますが、なぜここを優先したのかという議員の質問に対して、「熟度」という言葉を福富部長は言われましたが、私がお尋ねしたいのは、もう10年か7年たって、土地の話も6反まとまっていると耳にしております穂積の公園、本当に21号線南、中川の東はなくて、子供たちはもう大きくなっちゃいましたけど、この熟度はどういうことではかるのか、ひとつ教えてください。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 熊谷議員の御質問ですが、「熟度」という言葉を使っておりますが、めどが立ってという形で御理解いただきたいと思いますが、先ほどの牛牧の五反田の方につきましてはめどが立ったというあれですが、穂積地区の方につきましても、小学校区で583ヘクタールぐらいの面積がございまして、その中の0.7%ぐらいしか公園はございません。現場も御承知のように、公園が足りないのは当然私の方も思っております。27年までには平均1人当たり8平米ぐらいの公園が欲しいということで、もっと公園整備については進めていきたいというふうに考えております。特に穂積地区については、もう1ヵ所も出ておりますので、こういうものも総合的に判断して、今後整備を進めていきたいと思っております。ただ、この中に、御存じのように、先ほど御質問ありましたように、コミュニティセンターとか、穂積保育所の改築の話もございまして、他事業との関係もいろいろ重なっておりますので、そのあたりも判断しながら整備を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 具体的に購入、整備時期、整備方針、もしあればお聞きしたいんですが、つまり整備方針というのは、公園、生津を見ればわかるんですが、広いところがあったって、熊谷さん、子供は遊ばないよと、私はさんざん子供を持つ人から言われました。つまり土地を買って、公園らしくすれば遊ぶのか、活用されるのかと云ったら、違いますね。地域の方たちと、どういう公園が欲しいのか、どういう遊具があれば遊んでもらえるのか。予算を使うわけですから、そういうことも話し合いながらやらなきゃいけないでしょうから、ちょっと具体的に3点、購入、整備時期、整備方針、わかる範囲で結構ですので御答弁ください。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 市の方としましては、先ほど言いましたように平成27年までにはそういう目標を掲げております。それと、公園の整備手法につきましては、公園の基本計画に基づきまして、街区公園、それから近隣公園、こういうものの整備も考えております。大き

なものは近隣公園という形ですし、子供たちが遊べるような近くにある公園を街区公園という形で、2,500平米ぐらいの公園を考えております。こういうものにつきましては、特に身近な公園ですので、先般も水飲み場がいつも使えるようなところ。災害時にも使えるような井戸を掘ったらどうかという御意見もいただいております。いろんなことを地域の皆様方、それからうちの基本方針にも沿って、コンセプトは、この中にもちょっと書いてありますが、こんな形で公園整備を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） もうちょっと具体的なことをお聞きしたかったですけど、具体的に natte いくだろうと思いますので。

最後に、一つ確認させていただきますが、自治会で集会所を建てるににくい場合、欲しいけど建てるににくかった場合、近隣の自治会も集会所がないと。幾つかでコミュニティセンターみたいなものを建てるという方向に話し合いでなった場合、仮定ですが、集会所のようなコミュニティセンターを建てることはもちろん可能なんだろうと確認したいんです。つまり今までのコミュニティセンターを見ますと、あれ全部貸し館ですよ、原則。私、見ていますと、貸し館というのは、健康な人が行って、エアロビクスをやったり、趣味のことをやっていますね。基本的にその地域の人が助け合いの場で使うという施設ではないと思うんですね。ですから、今、話が持ち上がっている、常時あけていて、当番とかが地区でちゃんといるときはあけて、居場所づくり、助け合いの拠点にしたいと。これは、コミュニティセンターの中身として可能なかをちょっとお答えください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今ある二つのコミュニティセンターについても、運営の仕方によってはそうした形がとれると思います。今現在のコミュニティセンターそのものが、どちらかというと、他の施設と同じような貸し館のイメージが少しあるようでございますけれども、もっとも地域に根差した部分をふやすことはできるかと思っておりますので、そのあたりも今回少し見直しをしてもいいのではないかなとも思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 初めからそういうふうにするんだったら、設計をそのようにする必要、その方が有効だと思いますので、確認させていただきました。

以上でコミュニティづくりの一般質問を終わらせていただきます。

議長（星川睦枝君） 続きまして、市民クラブ、清水治君の発言を許します。

13番（清水 治君） 議席番号13番、瑞穂市民クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、会派を代表して一般質問をさせていただきます。

今回、3月議会におきまして、粗大ごみの処理手数料を徴収するため市条例の改正が行われ、平成23年8月1日より粗大ごみの有料化が実施されることになり、今後、廃棄物の減量及びごみ出しの統一に向けて進んでいくものと思っております。

そこで、今回は、粗大ごみの有料化実施についてお尋ねをしたいと思っております。

これよりは質問席にて質問を行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは最初に、この8月1日からの粗大ごみの有料化に伴い、ごみの品目による処理料金が設定されました。その方法として、粗大ごみの処理シールと処理袋に分けられております。この処理料金を設定されました根拠をお尋ねしたいと思います。特に処理袋について、1枚200円とされました根拠をお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 市民クラブ、清水治議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、粗大ごみの処理手数料の徴収方法を処理シールと処理袋とした根拠、そして処理袋200円の根拠についてお答えいたします。

粗大ごみの徴収方法は、品目制と重量制とを比較検討いたしました。その中で、昨年皆様方に配布いたしました「粗大ごみの処理に関する原価計算書」に記載している周辺市町の費用徴収方法の中で、隣接する岐阜市、本巣市、大野町がシールと袋で行っていること。また、処理困難物、タイヤ、スプリングマットは今現在300円のシールを購入していただきまして、出すときに張っていただいて出すと。また、個別回収は単一料金シールを買っていただきまして、粗大ごみに張っていただいて出しているということで、現行制度による継承ができるということ。また、三つ目で、重量制では、美来の森にあるスケールが1台あるだけで、それに伴いましての徴収事務の手間、計量の際に、きのうみたいな渋滞ですね。計量の際の地域の渋滞が予想できることなどから、シールと袋の徴収方法といたしました。

そして、処理袋を200円とした根拠は、先ほども申しましたような岐阜市、大野町が200円、本巣市は400円の設定で行われております。また、当市の粗大ごみ処理に関する原価計算書の不燃ごみの処理原価はキロ当たり105.2円であり、まだ私どもの方、行っておりませんが、他市の処理袋に入れられるごみ平均重量が11.75キログラムであることから1,236円となり、200円でその分を割りますと、市民の皆様方には16%の負担となり、妥当と考え、これがかんがみ200円の料金設定といたしました。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今現在、可燃ごみの処理袋は1袋約45リットルぐらいの大きい方のあ

れが処理料金が50円、前お聞きしたときも、処分コストが1袋300円ぐらいということをお聞きしておったんですけど、50円といたしますと、約16%ぐらいの皆さんの負担となっているということで、こういった関係もあって、16%ぐらいの200円というふうに決められたのか、その辺は偶然になったのか、その辺をお聞きしたい。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 議員の言われるとおりでございますが、主は、やっぱり近隣市町のも主でなっておりますが、大体可燃からも考えまして、同じような数字でありましたので、妥当と考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） それでは次に、市民の皆さんへの啓発活動についてお尋ねをさせていただきます。

3月議会において、廃棄物の減量等推進委員の選出を依頼されるに当たり、粗大ごみの有料化の開始と、それに関連し、ごみの出し方の徹底を市民の皆さん及び自治会に向けた意識の啓発をお願いしたいとの答弁でしたが、推進委員さんへの説明とか、今後の協力体制は今どのような形で進めておみえになるのかをお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 二つ目の質問にお答えいたします。

まず、推進委員の方への委嘱状交付とあわせ、ごみの出し方が統一できておりませんので、5月11日、巢南エリア、5月12日、穂積エリアで連絡会議を開きました。連絡会議の内容といたしましては、廃棄物減量等推進委員の具体的な職務の説明と、当市の置かれているごみ処理の現状及び今後の方針を説明させていただきました。なお、旧穂積と旧巢南において徴収区分の相違があり、別で開催したいということで、それぞれの状況を踏まえた上で説明させていただき、御協力をお願いいたしました。

具体的には、8月1日より実施する粗大ごみの有料化に向けての啓発活動の計画や地区ステーションのごみ出しの徹底についてのお願いが要旨となりました。また、推進委員の方々へ、活動時に着用していただく腕章を用意させていただき、また配付させていただきます。今後は、8月の粗大ごみ有料化へ向けて、再度連絡会議の開催を視野に入れ、文書等でもお願いすることも今後出てくると考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今後、推進委員さんの位置づけが大変重要になってくるのではないかなと思います。その中で、前回、市として、各校区の単位で粗大ごみの有料化とごみの出し

方に関する説明会、そういったものを4月ごろから順次開催できるよう計画しておりますということでしたけど、今、各校区単位の説明会は実際にもう行われているのか、まだ進んでいないのか。もし進んでいないということであれば、今後どのような形で進められるのかということをお聞きしたいなと思いますので、お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） まず、各自治会からの依頼により、出前講座として、4月3日より順次説明会を行っております。ごみ出しの徹底から、粗大ごみ有料化の方向等を説明させていただき、質疑応答で、日ごろ問題に思っていることなどに対する説明をさせていただいております。6月14日現在で8回開催しております、まだ今後、20回以上の開催要請がありますので、予定しております。また、市主催の説明会も要所で実施する予定でありますので、よろしくお願いたします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今後、こういった有料化ということでも本当に時間がないというか、8月1日からですので、住民に対する説明ですね。こういったものを推進委員さんの協力のもと進めていただきたいなというふうに思っております。

それから次、6月の広報「みずほ」に粗大ごみの処理有料化の時期と処理料金の一覧表が掲載されておりました。その中に、小さな字でしたけど、詳しい粗大ごみの出し方等について、ごみの分別の手引を7月の広報と一緒に配布するというようになっておりましたが、7月の広報と一緒に手引を配布していて、8月1日から有料化になるということが、市民の皆さんに対する意識と周知が本当に間に合うかどうかというのを、私、ちょっと疑問に思うんですけど、その辺はどうですかね。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 周知につきましては、議員の御心配はまことにそのとおりでございますが、手引をごらんいただき、理解していただくほかはないと考えております。確かに時間は短いですが、8月から有料化することは決定事項でございますので、必要に迫られて見ていただけたらと思っております。また、出前講座等々でも、単価までとか、そういうことは示しておりませんが、このような方法で出しておる6月広報のものは説明しておりますので、よろしくお願いたします。

そして、6月号で出したときのように、今、6月8日から粗大ごみの搬入量が物すごい状態を出してみえていますので、その点もかんがみますと、見ていただけるのではないかなと考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今言われましたように、6月1日の広報に有料化実施ということで、先ほども言いましたように掲載されまして、8日からここ3回ぐらいの粗大ごみの搬入を見ますと、8月1日から有料になるんだなという認識はされてみえると思うんです。ただ、有料になってからの出し方ですね。それが私、一番大切ではないかなと思うんです。今は無料ですので、今のうちに、有料になる前に出そうということで、すごい渋滞になっているという状態ですけれども、今後、出し方について、特に旧巢南地区の市民の皆さんは、今現在、ごみステーションに出す可燃ごみ及び飲料用の瓶、缶類、ペットボトル、プラスチック製の容器包装、こういったもの以外はすべて粗大ごみという認識で処理をされております。ただ、今回、8月1日から有料になりますけれども、粗大ごみの中に、今言いました、ステーション以外でもう全部粗大ごみという形で出しておるものの中にも無料になるものもあるんですね、実際は。無料で出せるものがあるということ、今後、巢南地区の皆さんにどのように説明をしていくのかとか、また巢南の集積場では、巢南の皆さん、粗大ごみを搬入されます。その中でも、また細かく分別をしてみえます。例えば自転車等を持っていった場合、タイヤのゴムとペダルとか、そういったゴム類は外しなさいとか、また洋傘等は布とかビニール等を外して、金属と分けて出せといった、本当に細かく巢南の集積場はやってみえるわけですね。今後、処理シールになった場合、傘なんかは3本一緒に一本とみなすと。要はシール1枚という形になるようですね。だから、そのときにわざわざ外してどうのこうのじゃなしに、そのまま縛って、3本を一つにして出すのか、そういったものも本当に旧巢南の方にはきちっと説明をしていただかないと、皆さん、戸惑われると思うんですね。

8月より有料化になって、きちっとした説明が行われませんと本当に混乱が起きるんじゃないかなというふうに私は懸念をしておるわけなんですけど、市民の皆さんへの周知徹底が必要だと思いますが、今後、これをどのような形で進めていかれるのかをお聞かせ願えればと思っております。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 進め方等につきましては、さきにお答えいたしましたとおり、全市にわたって7月号の小冊子「ごみ分別の手引」の配布、それからホームページへの記載、それから今行っている出前講座等、それを中心に周知を図っていくほかないと思っておりますので、御理解のほどよろしく願います。

そして、先ほどの巢南地区の粗大ごみの定義と、それから出し方も違っておりましたが、シール制になりましたら、サドルとかペダル、タイヤを外してということはしていただかなくて結構でございます。傘等も同じでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 先ほど推進委員の方の説明の中で、旧巢南と旧穂積に分けて説明をされたということと言われましたけど、確かに今の出し方とか、そういったものがかなり違ってきますので、それを一緒にやるというのは大変だとは思いますが、特に旧巢南の方とか、旧穂積の有料で出すものに関しての説明といたしますか、そういったものを今後推進委員さんが中心になってやられると思いますので、その辺もきちっと推進委員さんの協力体制をしっかりとつくっていただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、粗大ごみの有料化に伴い、粗大ごみは有料と無料に関係なく、旧巢南の場合は集積場の方へ、ステーションに出さずに全部出していますけれども、今まで旧穂積の方は毎週木曜日、地区でずうっと回ってみえたと思うんですけども、今まで収集されておりました缶類、ペットボトル、プラスチック製容器、こういったものを除いた不燃ごみ、例えば陶磁器類とか、ガラス、化粧瓶とか、そういったものも今後は、旧穂積の場合も、今までステーションに出しましたけど、それを旧巢南同様、これは無料になりますので、無料の粗大ごみとして美来の森とか、そういったところまで搬入することになるのか、今後そういうのはどういうふうに考えておみえになりますか。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） まだ旧の巢南と穂積とで分別の方法、特に木曜日の出し方が違っておるんですが、旧の穂積地区の方の木曜日の回収の中で、一昨年ぐらいからは容器のものだけというふうにチラシの方では絵的にはなっておるわけなんですけど、現実には、今、議員が言われたとおり不燃系のプラ類のものも出ております。6月から一応それは8月の有料化の実施に向けて、各地区2ヵ月の間で2回の木曜日があるわけなんですけど、その徹底で、業者の方へは最初は持っていくなということ流したわけなんですけど、なかなか周知の方が行っておられませぬ、8月からは本当に持っていきませぬよと。有料化になりますので無理ということで、それは調整しようと思っております。

それから、陶器がらにしましては、地区の方で旧穂積の方は行ってありますが、巢南の方は一ヵ所で、出すところは巢南集積場ということになっておりますが、巢南エリアの方は校区で二、三ヵ所をふやして、拠点の回収の場所をふやすという計画で思っておりますので、何とぞ御理解の方お願いいたします。

それから、拠点回収にしまして、袋で出るものも、2ヵ所の美来の森と巢南集積場じゃなく、校区で一、二ヵ所増設、持ってこれる場所を考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） もともとのごみに関しては、一番最初は統一するというのが目標の中で、私、一番最初に議員に出させていただいたときにごみの質問をさせていただいて、丸3年になるわけなんですけれども、当初の21年3月に出された一般廃棄物の処理基本計画の中には、計画スケジュールということで、平成23年度をめどに分別の収集区分の統一と粗大ごみの有料化を実施しますというふうになっておりました。今回、粗大ごみの有料化というのは一応実施されることになったわけなんですけれども、あと瑞穂市として、今までは旧巢南、旧穂積と言っていましたけれども、本当に瑞穂市として、ごみの分別収集区分をきちとしたもの、計画スケジュールの中にあるように何とか23年度中にめどを立てていただきたいというふうに思っております。

最後に、市長の方からも一言これについての御意見をいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 粗大ごみの有料化につきまして、いろいろ御質問をいただいております。過去にもこの問題について、いろいろ御提言もいただいております。

この問題につきましては、私、今回の任期中にはリサイクルセンターを初めとして、抜本的なごみ処理、現在6億から7億円がごみにかかっております。これを何が何でも最低限1億円は下げたいと思っております。ごみは何もなりません。ごみに6億も7億もかけておるところでございます。ですから、ごみのことにおきましてマニフェストに掲げております。それを確実にこの間におきましては、これも議会の皆さんとも御相談申し上げて、先進地等も見まして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

今、その前段階での有料化でございます。御理解をいただきまして、今後、議会の皆さんと相談申し上げて、よりよいごみ処理に対応してまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今、市長の方から、本当にごみに関しては大変なお金がかかっているということをお聞きしましたから、本当に統一、きちとした区分でごみが出せる。私も、旧巢南の方でずっと自治会長をやっていたときに、いかにごみが大変かというのを実感しております。ですから、環境部長さん大変だとは思いますが、本当にしっかりとしたごみの方をやっていただきたいなというふうにお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで会派代表質問を終わります。

以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

傍聴席の皆様方におかれましては、長時間ありがとうございました。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4 時44分